

道東自動車道
下トマム地区下部工工事

特記仕様書

令和8年5月

東日本高速道路株式会社 北海道支社

帯広工事事務所

目 次

1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 監督員及び主任補助監督員の権限	2
4. 配置技術者に関する事項	2
5. 工事用地等に関する事項	3
6. 土取場及び自工区外盛土場に関する事項	3
7. 関連施設その他との関係	4
8. 工事用水に関する事項	6
9. 作業日及び作業期間に関する事項	6
10. 完全週休2日工事	9
11. カーボンニュートラル推進工事	10
12. 関連工事に関する事項	12
13. 工事費構成内訳書に関する事項	13
14. 工程表及び履行報告に関する事項	13
15. 工事用道路に関する事項	14
16. 工事用材料に関する事項	16
17. 残存物件の処理に関する事項	17
18. 保安に関する事項	17
19. 環境保全に関する事項	21
20. 再生資源及び建設副産物に関する事項	22
21. 補完検査に関する事項	26
22. 部分使用に関する事項	27
23. 現場環境改善に関する事項	28
24. 道路構造物点検の実施	29
25. 三者協議会に関する事項	29
26. 工事変更等検討会の設置	30
27. 工事細部に関する事項	30
28. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	50
29. 熱中症予防に係る対策費用について	53
30. クマ対策に係る費用	54
31. 補足事項	54

様式－１	・ ・ ・ ・ ・	不動産貸付申請書
様式－２	・ ・ ・ ・ ・	取得報告書
様式－３	・ ・ ・ ・ ・	工事費構成内訳書及び工程表の提出について
様式－３（別添）	・ ・ ・ ・ ・	工事費構成内訳書
様式－４	・ ・ ・ ・ ・	工程表
様式－５	・ ・ ・ ・ ・	工事工程報告
様式－６	・ ・ ・ ・ ・	残存物件調書
様式－７	・ ・ ・ ・ ・	再生資材供給可能量の照会について
様式－８	・ ・ ・ ・ ・	再生資材使用計画書
様式－９	・ ・ ・ ・ ・	間接工事費計画書の提出について
様式－１０	・ ・ ・ ・ ・	間接工事費の増加費用に関する協議書
様式－１０（別添）	・ ・ ・ ・ ・	変更間接工事費計画書
様式－１１	・ ・ ・ ・ ・	間接工事費の増加費用見積書
様式－１２	・ ・ ・ ・ ・	間接工事費の増加費用同意書
様式－１３	・ ・ ・ ・ ・	材料調達変更計画書の提出について
様式－１３（別添）	・ ・ ・ ・ ・	材料調達変更計画書
様式－１４	・ ・ ・ ・ ・	材料調達実績報告書の提出について
様式－１５	・ ・ ・ ・ ・	カーボンニュートラル施工計画書
様式－１６	・ ・ ・ ・ ・	熱中症対策実施報告書の提出について
別添－１	・ ・ ・ ・ ・	三者協議会協定書（案）

1. 工事概要

1-1 工事名 道東自動車道 下トマム地区下部工工事

1-2 道路名 道東自動車道

1-3 工事箇所

自) 北海道勇払郡占冠村字占冠 (STA. 863+66)
(北緯 43 度 2 分 42 秒, 東経 142 度 28 分 52 秒)
至) 北海道勇払郡占冠村字占冠 (STA. 945+00)
(北緯 43 度 3 分 20 秒, 東経 142 度 34 分 00 秒)

1-4 工事延長

総延長	約	8,100	m
土工延長	約	440	m
橋梁延長	約	732	m

橋名、橋長、幅員及び形状

橋名	測点	橋長 (m)	有効幅員 (m)	形式
滝の沢川橋	STA. 863+66. 50 ～STA. 866+78. 00	311. 5	10. 010	下部工のみ施工（橋台は除く） （PC4 径間連続箱桁橋）
トマム跨線橋	STA. 876+98. 00 ～STA. 879+22. 50	224. 5	9. 760	下部工のみ施工（橋台は除く） （鋼 2 径間連続箱桁橋＋鋼 2 径間 連続鈑桁橋）
一線沢川橋	STA. 910+66. 00 ～STA. 911+19. 00	53. 0	10. 760	下部工のみ施工 （鋼単純鈑桁橋）
下トマム橋	STA. 912+50. 00 ～STA. 913+31. 00	81. 0	10. 110	下部工のみ施工 （PC2 径間連続箱桁橋）
下トマム鵲川橋	STA. 937+85. 00 ～STA. 938+46. 50	61. 5	10. 060	下部工のみ施工 （鋼単純鈑桁橋）

1-5 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-5-4「コリンズへの登録」について、位置情報及び工事概要の項目には、特記仕様書の 1-3 工事箇所及び 1-4 工事延長の記載内容を入力することとする。

2. 適用する共通仕様書

契約書第 1 条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和 7 年 7 月版とする。なお、共通仕様書に記載された適用すべき諸基準については入札公告時点の最新版を適用するものとする。

また、本工事での道道の施工にあたっては、契約書第 1 条に規定する仕様書に下記を追加する。
「北海道建設部土木工事共通仕様書」（以下「北海道共通仕様書」という。）令和 7 年 10 月版

3. 監督員及び主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

(16)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)

第12条第1項の規定に基づく説明先及び同法第18条第1項の規定に基づく報告先

(17)特記仕様書3-1-5-2の規定に基づき行う工事費構成内訳書の提示、実績変更対象費の増加費用の協議、決定、通知

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3(2)のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

・共通仕様書に規定する監督員の権限のうち下表の事項

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	安全教育の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格

主任技術者又は監理技術者は、次の基準を満たす技術者を専任で配置すること。

- (1) 主任(監理)技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種(土木工事業)に係る資格を有する者であること。
- (2) 監理技術者である場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4-2 配置技術者の工事経験

現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち、いずれかの者が平成23年度以降に元請として完成及び引渡し完了した次の施工経験を有すること。なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は本特記仕様書4-1(1)に示す資格を有している者でなければならない。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

(工事経験)

- ・コンクリート橋台又は橋脚の工事

4-3 監理技術者の専任義務の緩和について

4-3-1 共通仕様書1-7-3(4)5)に記す特例監理技術者が兼務できる工事の工事範囲は以下の通り。

(対象範囲)

占冠ICから十勝清水ICを通過する市町村(占冠村、南富良野町、新得町及び清水町)

4-3-2 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなく

なったときは適切に工事实績情報システム（コリンズ）への登録を行うこと。

4-3-3 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行った場合は、配置期間において施工体制点検等の場を活用して共通仕様書 1-7-3（4）8）で提出された内容の確認を行う。

5. 工事用地等に関する事項

5-1 特別に定める日

契約書第 16 条第 1 項の「特別に定める日」は下表のとおりであり、受注者は工事に着手してはならない。

場 所	期 間	備 考
滝の沢川橋 P 1、P 2、P 3 施工ヤード	令和 10 年 2 月まで	・ P 1、P 2 の河川敷地の施工ヤードの占有は 1 年間とする。
トマム跨線橋 P 1、P 2 施工ヤード	令和 9 年 9 月まで	
下トマム橋 A 1 施工ヤード	令和 10 年 4 月まで	
下トマム橋 P 1 施工ヤード	令和 11 年 4 月まで	
下トマム橋 A 2 施工ヤード	令和 9 年 4 月まで	
下トマム鵲川橋 A 1、A 2 施工ヤード	令和 9 年 4 月まで	・ 高速道路内での作業は除く。 ・ 非出水期における河川締切りは、1 橋台のみとする。

6. 土取場及び自工区外盛土場に関する事項

6-1 土取場

6-1-1 土取場の位置

土取場は、「土運搬経路図」に示す箇所とし、その名称、地先名並びに土取可能量は、下表のとおりとする。

番号	名称	地先名	土取可能量※1	摘要
①	一線沢仮置場	占冠村字下トマム	約 22,000 m ³	工事期間中

※1 土取可能量とは、当工事で土取できる数量を示す。

6-1-2 土取場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と土取場を共同使用する場合があるので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工事名	共同使用する受注者名	摘要
①	道東自動車道 ホロカ トマムトンネル工事	㈱大林組・岩倉建設㈱ J V	

6-1-3 土取場の施工計画

受注者は、土取場の使用に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。

6-1-4 補償費等

(1) 本特記仕様書 6-1-1 に示す土取場の補償費は、無償とする。

6-2 自工区外盛土場

6-2-1 自工区外盛土場の位置

自工区外盛土場は、「土運搬経路図」に示す箇所とし、その名称、地先名並びに盛土可能量は、下表のとおりとする。

番号	名称	地先名	盛土可能量※2	摘要
①	一線沢仮置場	占冠村字下トママ	約 23,000 m ³	工事期間中

※2 盛土可能量とは、当工事で盛土できる数量を示す。

6-2-2 自工区外盛土場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と自工区外盛土場を共同使用する場合があるので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工事名	共同使用する受注者名	摘要
①	道東自動車道 ホロカトママトンネル工事	(株)大林組・岩倉建設(株)JV	

6-2-3 自工区外盛土場の施工計画

受注者は、自工区外盛土場の施工に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。

6-2-4 補償費等

本特記仕様書 6-2-1 に示す番号①の自工区外盛土場の補償費は、無償とする。

6-2-5 盛土場の変更

盛土場について、盛土箇所を変更する必要がある場合には、監督員の指示に従うものとする。なお、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

7. 関連施設その他との関係

本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりである。

(1) 規制関係

道路名及び位置	管理者名	摘要
道東自動車道	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制
道道夕張新得線 道道石勝高原幾寅線	北海道警察旭川方面富良野警察署	交通規制

(2) 道路・鉄道関係

位置	路線名等	管理者名	摘要
道東自動車道	占冠 I C ～トマム I C	東日本高速道路(株) 帯広管理事務所	
STA. 866+00 付近	大滝の沢林道	林野庁	滝の沢川橋 P 1 橋脚、P 2 橋脚、 P 3 橋脚
STA. 878+00 付近 STA. 913+00 付近	道道夕張新得線 道道石勝高原幾寅線	北海道	トマム跨線橋 P 2 橋脚、P 3 橋脚 下トマム橋 A 1 橋台、P 1 橋脚、 A 2 橋台
STA. 911+00 付近	村道トマム北 1 支線	占冠村	一線沢川橋 A 1 橋台、A 2 橋台
STA. 939+00 付近	林道トマム 6 線 村道トマム 6 線	林野庁 占冠村	下トマム鵲川橋 A 2 橋台
STA. 878+00 付近	J R 石勝線	北海道旅客鉄道(株)	トマム跨線橋 P 1 橋脚、P 2 橋脚
STA. 933+00 付近	法定外道路	占冠村	

(3) 河川・水路関係

位置	路線名等	管理者名	摘要
STA. 865+00 付近	一級河川鵲川	北海道	滝の沢川橋 P 1 橋脚、P 2 橋脚
STA. 865+00 付近	普通河川滝の沢川	占冠村	滝の沢川橋 P 1 橋脚、P 2 橋脚
STA. 878+00 付近	一級河川鵲川	北海道	トマム跨線橋 P 1 橋脚
STA. 911+00 付近	普通河川一線沢川	占冠村	一線沢川橋 A 1 橋台、A 2 橋台
STA. 938+00 付近	一級河川鵲川	北海道	下トマム鵲川橋 A 1 橋台、A 2 橋台

(4) 電力・通信施設関係

位置	路線名等	管理者名	摘要
STA. 866+00 付近	東占冠トンネル基地局幹 占冠～トマム幹	(株)NTT ドコモ	

位置	路線名等	管理者名	摘要
STA. 878+00 付近	占冠～トママ幹	北海道電力ネットワーク(株) ホットネット(株) 占冠村	特別高圧 高圧線
STA. 913+00 付近	占冠～トママ幹	北海道電力ネットワーク(株) ホットネット(株) 占冠村	特別高圧 高圧線 A 1 施工箇所： 令和 10 年 4 月迄に管理者が移設予定 P 1 施工箇所： 令和 11 年 4 月迄に管理者が移設予定
STA. 863+66 付近～ STA. 945+00 付近	光通信ケーブル メタル通信ケーブル 電源ケーブル	東日本高速道路(株)	埋設及び添架

上記(1)項の高速道路の交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとする。一般道道に関しては、必要に応じて受注者により道路使用許可を申請するものとする。

上記(4)項の摘要欄に記載の撤去移設(仮移設を含む)は発注者又は各施設の管理者が行う。ただし、受注者の都合で移設を行う場合は、受注者の負担で行うものとする。なお、これらの場合事前に移設計画書を監督員宛に提出し、承諾を得るものとする。

(5) その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

8. 工事用水に関する事項

本工事で使用する工事用水については、「土運搬経路図」に示すとおり一線沢川の河川水を使用するものとする。取水設備の設置、維持管理及び撤去等に要する費用については関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

また、関係機関との協議等により取水位置が変更となる場合は、別途監督員と協議するものとする。

9. 作業日及び作業期間に関する事項

9-1 冬季休止期間

共通仕様書 1-1-3「作業日」の規定による他工期内の 11 月 16 日から翌年 4 月 30 日は冬季休止期間として、本特記仕様書 9-2 に示す以外の現場の作業を行ってはならない。やむを得ず現場の作業を行う必要がある場合、受注者は作業理由とその施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。監督員は提出された冬季休止期間作業確認願の内容を確認後、その結果を書面にて通知するものとする。

なお、受注者の事由により冬季休止期間中に現場の作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとするが、監督員が冬季休止期間中の現場の作業を指示した場合の費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

9-2 冬季休止期間における作業

下表に示す作業については冬季休止期間に現場の作業を行うものとし、受注者は施工に先立ち冬季施工に関する施工計画書を監督員に提出するものとする。橋梁下部工（滝の沢川橋 P 1 橋脚、P 2 橋脚、一線沢川橋 A 1 橋台を除く）に係る作業環境養生費は関連する単価表の項目に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

なお、作業開始時期については、監督員と受注者との協議し定めるものとし、橋梁下部工に係る作業環境養生費以外の施工について、監督員が必要と認め冬季の現場の作業を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

工事箇所		工事内容	摘要
滝の沢川橋	P 1 橋脚	準備工、 橋梁下部工工事 関連作業	監督員が必要と認め 指示した作業・期間
	P 2 橋脚		
トマム跨線橋	P 1 橋脚		
一線沢川橋	A 1 橋台		
下トマム鵠川橋	A 1 橋台 A 2 橋台		
下トマム橋		交差点改良工事 関連作業（率計上）	土工関連 令和 10 年 11 月頃予定 舗装工・交通施設関連 令和 11 年 4 月頃予定

9-3 作業期間

共通仕様書 1-13 の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期間（予定）	区間	摘要
毎年 4 月下旬～ 毎年 5 月上旬の 14 日間	道東自動車道 占冠 IC～トマム IC	高速道路の交通規制 を伴う作業
毎年 8 月上旬～ 毎年 8 月下旬の 14 日間	道東自動車道 占冠 IC～トマム IC	高速道路の交通規制 を伴う作業

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

9-4 作業時間

関係機関との協議等により、監督員が作業時間の指定を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

トマム跨線橋P2橋脚の鉄道交差箇所における施工について、列車通過時は作業を一時停止しなければならない。なお、列車見張り員の配置・費用については別途監督員と受注者との協議し定めるものとする。

9-5 夜間作業

高速道路の通行止めに伴う作業及びについては、共通仕様書1-13の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。

また、一般道における片側交互規制時の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業にあたっては、昼夜に問わず作業を行うことができるものとする。

9-6 通行止め等による工事予定

通行止め等による工事の予定時期は下表に示すとおりとするが、詳細な日程、区間及び時間帯等については、現在関係機関と協議中であるため、協議完了後に別途監督員が指示するものとする。なお、受注者の責によらない理由により予定日数が変更となった場合は監督員の指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(1) 通行止め予定

道路名	区間	予定時期	予定日数	通行止 実施工事
道東自動車道	占冠 IC～ トマム IC (上下線)	毎年 5月下旬～6月上旬 9月下旬～10月上旬頃 22:00～翌5:00 (作業時間は23:00～翌4:00)	各5日間	仮設防護柵等の 設置作業 (通行止め規制 は他工事が実 施)
道道	石勝高原 幾寅線	毎年 10月中旬～翌5月上旬頃 (管理者による冬季閉鎖)	6か月間 程度	道道交差点改良 の作業(率計上) (閉鎖時の工事 規制は本工事が 実施)

9-7 河川内工事における施工時期

一級河川鵜川内の施工については、下記期間中に行うものとする。

また、監督員が出水期作業を指示した場合の費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

工事箇所		期間	摘要
トマム跨線橋	P 1 橋脚	毎年 1 1 月 1 日 ～翌 3 月 3 1 日	一級河川 鵲川 非出水期
下トマム鵲川橋	A 1 橋台 A 2 橋台		

9-8 交通規制可能時間

下表に示す項目の施工に伴う交通規制可能時間は表中に示す時間内とする。

なお、下表に示す時間内であっても交通規制による著しい渋滞の発生又は発生の恐れがあるときは、監督員が交通規制の中止又は交通規制時間の変更を指示する場合がある。

また、交通規制中に異常気象その他の事象により交通の危険が認められるときは、受注者は交通規制を一時解除（工事中止）するなど適切な措置を講じるとともに、直ちに監督員に連絡するものとする。

監督員の指示又は受注者の措置により請負代金の変更が必要と監督員が認めるときは、その費用について監督員と受注者との協議し定めるものとする。

施工位置・区間	交通規制可能時間帯	摘要
道道夕張新得線 (トマム跨線橋)	終日可能	片側交互通行規制 (工事用道路設置時)
道道夕張新得線 道道石勝高原幾寅線 (下トマム橋)	終日可能	片側交互通行規制 (下部工構築時)
道道石勝高原幾寅線	終日可能	冬季閉鎖時の工事規制 (道道交差点改良時)

10. 完全週休2日工事

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日を達成するよう工事を実施する「完全週休2日工事（発注者指定方式）」である。

10-1 定義

- (1) 「完全週休2日」とは、対象期間の全ての週において、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、共通仕様書1-13「作業日」に示す期間については、原則、作業を行ってはならないものとする。
- (2) 「対象期間」とは、着工日から工事完成日までの期間をいう。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日に含めるものとする。

10-2 履行確認（完全週休2日確保の確認方法）

- (1) 現場閉所を行うときは、工程会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に

監督員にメール等で連絡を行うものとする。

- (2) 受注者は、工事完了後に、完全週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」（様式-2）を作成し、監督員へ提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。
- (3) 監督員は、受注者から提出された「取得報告書」及び共通仕様書1-19-3「週間工程表」に規定する工事实績等を基に、完全週休2日の取得状況を確認するものとする。なお、1週間の定義は「着工日の曜日始まり」を基本とし、7日間に満たない週は除くものとする。
- (4) 履行確認の結果、完全週休2日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額を減額変更するものとする。

10-3 工期

本工事は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日間（まで）

10-4 完全週休2日工事に要する費用

10-4-1 補正対象項目及び補正方法

発注者は、完全週休2日工事の積算に当たっては、「土木工事積算基準（4週8休）」における「現場閉所による4週8休以上の確保：週単位」を適用し、設計金額の算出を行うものとする。

また、完全週休2日の確保を本特記仕様書10-2「履行確認（完全週休2日確保の確認方法）（2）」による確認後、完全週休2日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書1-33-1「新単価」の規定によるものとし、NEXCOの土木工事積算基準により減額費用を算出するものとする。

10-4-2 支払

完全週休2日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価及び諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

11. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成

績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価を受けることができる工事である。

1 1-1 契約締結後の取り組みの提案

受注者はカーボンニュートラルへの取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式－15）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算 CO2 排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

1 1-2 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

（１）本工事で行う取り組み

（２）次のいずれかを行う取り組み

- ・ CO2 排出量の削減に寄与する取り組み
- ・ CO2 の吸収に寄与する取り組み
- ・ CO2 の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み

（３）成績評定で重複して加点評価しない取り組み

（４）本工事において実施が確認できる取り組み

（５）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

1 1-3 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「1 1-1」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「1 1-2」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「1 1-1」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

1 1-4 履行確認

（１）受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第 19, 20 号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。

（２）監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

1 1-5 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

1 2. 関連工事に関する事項

1 2-1 対象工事

契約書第2条に規定する発注者の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。なお、下表に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

このほか、東日本高速道路(株)帯広工事事務所で行う安全協議会及び東日本高速道路(株)帯広管理事務所で行う規制調整会議に出席し、当該工事の規制に関連する工事の受注者と調整することとする。

工事名	主な 関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
道東自動車道 ホロカトマムトンネル工事	工事区間の 重複	令和6年1月20日～ 令和11年4月22日	東日本高速 道路(株)	(株)大林組・ 岩倉建設(株)JV
道東自動車道 東占冠トンネル工事	工事区間の 重複	令和6年4月25日～ 令和13年1月18日	東日本高速 道路(株)	鹿島建設(株)
道東自動車道 占冠PA工事	工事区間の 重複	令和6年9月3日～ 令和11年6月8日	東日本高速 道路(株)	鉄建建設(株)・ 岩倉建設(株)JV
道東自動車道 占冠地区下部工工事	工事区間の 重複	令和7年8月29日～ 令和11年10月6日	東日本高速 道路(株)	鉄建建設(株)
道東自動車道 滝の沢トンネル工事	工事区間の 重複	未定	東日本高速 道路(株)	未定
道東自動車道 下トマムトンネル工事	工事区間の 重複	未定	東日本高速 道路(株)	未定
道東自動車道 本流鵲川第一橋（鋼上部工） 工事	工事区間の 重複	未定	東日本高速 道路(株)	未定
道東自動車道 トマム跨線橋（鋼上部工） 工事	工事区間の 重複	未定	東日本高速 道路(株)	未定
道東自動車道 PC上部工工事（仮称）	工事区間の 重複	未定	東日本高速 道路(株)	未定
帯広管内道路保全工事業務	工事区間の 重複	通年	東日本高速 道路(株)	(株)ネクスコ・メンテナンス 北海道
施設保全工事業務	工事区間の 重複	通年	東日本高速 道路(株)	(株)ネクスコ・エンジニアリ ング北海道
施設保全管理業務	工事区間の 重複	通年	東日本高速 道路(株)	(株)ネクスコ・エンジニアリ ング北海道・ネクス コ東日本エンジニアリ ング(株)

工事名	主な 関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
管理施設保全業務	工事区間の 重複	通年	東日本高速 道路(株)	(株)ネスコ・エンジニア リング 北海道
道東自動車道 帯広管内舗装補修工事	工事区間の 重複	通年	東日本高速 道路(株)	未定

1 2-2 夜間通行止めにおける留意事項

夜間通行止めにおける作業は、同一規制内で作業となるため、近接箇所での作業、工事用車両の通行等について、上記に示す工事関係者と事前に綿密な調整を行い、安全に留意し作業しなければならない。

1 2-3 工事着手可能時期

契約書第2条に規定する発注者の発注に係る第三者が施工する工事区間の工事着手可能時期は下表のとおりとする。

工事名	施工箇所		着手可能時期	受注者名
道東自動車道 東占冠トンネル工事	滝の沢川橋	P 1 橋脚	令和 10 年 3 月 1 日	鹿島建設(株)
		P 2 橋脚		
		P 3 橋脚		
道東自動車道 ホロカトマム トンネル工事	トマム跨線橋	P 3 橋脚	令和 9 年 8 月 1 日	(株)大林組・ 岩倉建設(株) J V

1 3. 工事費構成内訳書に関する事項

工事費構成内訳書の提出について、契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」は、様式-3（別添）のとおりとする。なお、提出は共通仕様書1-19-1で規定する工程表と合わせて提出するものとする。また、工事費構成内訳書の提出は、当初契約締結時とし、契約変更時の提出は要しないものとする。

1 4. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書1-19-1「工程表の提出」及び1-19-2「履行報告」に規定する工程表（様式-4）の記入方法は下記のとおりとする。

(1) 共通仕様書1-19-1に規定する工程表

- 1) 準備・跡片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累

計計画出来高（％）を記入する。

3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計折線を記入する。

4) 工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
橋梁下部工 滝の沢川橋	構造物掘削、基礎杭、コンクリート、型わく、鉄筋
橋梁下部工 トマム跨線橋	構造物掘削、コンクリート、型わく、鉄筋
橋梁下部工 一線沢川橋	構造物掘削、構造物裏込め工、基礎杭、コンクリート、型わく、鉄筋
橋梁下部工 下トマム橋	構造物掘削、構造物裏込め工、基礎杭、コンクリート、型わく、鉄筋
橋梁下部工 下トマム鵲川橋	構造物掘削、構造物裏込め工、コンクリート、型わく、鉄筋
雑工	上記以外の合計

(2) 共通仕様書 1-19-2 に規定する履行報告

上記工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- 2) 計画出来高累計折線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。
- 3) 当月までの延べ労働時間について月毎、年毎、累計について記入する。

15. 工事用道路に関する事項

15-1 工事用道路の指定

共通仕様書 1-22-1 「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「土運搬経路図」に示すとおりとし、その路線名、区間、幅員及び延長等は、下表のとおりとする。

番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考
①	道道 夕張新得線	9.5m	約 10,435m	舗装	無償	-	-	既設
②	道道石勝高原 幾寅線	9.5m	約 1,650m	舗装	無償	-	-	既設
③	林道 トマム6線	4.0m	約 150m	砂利	無償	-	-	既設
④	村道 トマム6線	4.0m	約 100m	砂利	無償	-	-	既設
⑤	滝の沢 工事用道路	4.0m	約 242m	砂利	無償	令和 10 年 3 月	-	既設

番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考
⑥	トマム跨線橋 工事用道路	4.0m	約 47m	砂利	無償	-	当該工事 (率計上)	新設
⑦	一線沢川橋 工事用道路 (村道トマム 北1支線)	4.0m	約 126m	砂利	無償	-	当該工事 (率計上)	新設
⑧	下トマム 鷗川橋 現場内 工事用道路	4.0m	約 501m	砂利	無償	-	当該工事	場内

1 5-2 工事用道路の共同使用

本特記仕様書 1 5-1 に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1-2 2-5 「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。

番号	共同使用する工事名	受注者
①、②、⑤	道東自動車道 東占冠トンネル工事	鹿島建設（株）
①、②	道東自動車道 ホロカトマムトンネル工事	（株）大林組・ 岩倉建設(株)JV
①、②、③、④、⑤	道東自動車道 滝の沢トンネル工事	未定
①、②、⑦	道東自動車道 下トマムトンネル工事	未定
①、③、④、⑥、⑦	道東自動車道 トマム跨線橋（鋼上部工）工事	未定
①、②、⑤	道東自動車道 P C 上部工工事（仮称）	未定

1 5-3 工事用道路の維持・補修

(1) 本特記仕様書 1 5-1 に示す番号⑥、⑦及び⑧の散水・清掃等の維持及び補修は受注者が行うものとする。これに要する費用については関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。なお、大規模な補修の必要が生じ監督員が指示した場合は、受注者は、その指示に従わなければならない。これに要する費用については、別途監督員と受注者として協議し定めるものとする。

(2) 本特記仕様書 1 5-1 に示す番号①、②、③、④及び⑤の工事用道路について補修の必要が生じ監督員が指示した場合は、受注者は、その指示に従わなければならない。なお、これに

要する費用については、別途監督員と受注者との協議し定めるものとする。

- (3) 土運搬による既設道路等への泥土持ち出し防止のため、必要とする期間中、作業員を配置し、水洗い等による車両の泥落とし及び周辺の清掃等を行うものとする。これに要する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。なお、監督員が配置場所、作業内容等の変更を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

名称	数量	設置場所	期間
工事車両泥落とし費	1名	道道夕張新得線 (滝の沢橋現場出入口)	土運搬による出入口部使用期間中
	1名	道道夕張新得線 (トマム跨線橋現場出入口)	
	1名	道道石勝高原幾寅線 (一線沢川橋現場出入口)	
	1名	道道石勝高原幾寅線 道道夕張新得線 (下トマム橋現場出入口)	
	1名	道道夕張新得線 (下トマム鵲川橋現場出入口)	
	1名	道道石勝高原幾寅線 (交差点改良工現場出入口)	

16. 工事用材料に関する事項

16-1 レディーミクストコンクリート

コンクリート施工管理要領「4-6表-解4-1」に示すアルカリ骨材反応、「4-8表4-2」に示すフレッシュコンクリート及び「4-9表4-3」に示す硬化コンクリートの各試験を生産者等に代行させる場合は、受注者がその試験に立ち会わなければならない。

また、コンクリート施工管理要領「4-6表-解4-1」に示すアルカリ骨材反応の試験において、基準試験時（基準試験を省略できる場合は、第一回目の定期管理試験時）には、当該試験の粗骨材及び細骨材の試験試料の採取に必ず受注者が立会い、受注者は、その試料と同じ材料を同量、工事期間中保管するものとする。

なお、東日本高速道路(株)がレディーミクストコンクリートの品質を確認するための抜取試験を行う場合は、試料採取等に協力しなければならない。

16-2 鋼材の規格証明書について

共通仕様書、施工管理要領に示す鋼材の規格証明書に関しては電子媒体で発行された電子ミルシート等の活用も可能とする。

1 7. 残存物件の処理に関する事項

1 7-1 発生する残存物件と処理方法

本工事で発生する残存物件及び処理方法等は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡す場合は、残存物件調書（様式－6）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	規格等	単位	数量	処理方法	備考
用排水	PUL・0.3・0.3 他	m	－	発注者に引渡し 引渡し箇所は工 事施工箇所	率計上
防護柵工	Gr-A-4E 他	m	－		
立入防止柵	S4(1)(C) 他	m	－		
立入防止柵の出入口	S4(1)(C) 他	箇所	－		
補強土壁	Rw-Hd(G)	m ²	－		
PH 処理施設（引込柱含む）	－	式	－		

1 7-2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書 1 7-1 で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1 8. 保安に関する事項

1 8-1 工事用車両の運行速度

一般道の人家連担区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を遵守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

1 8-2 標識等の設置

共通仕様書 1－2 5－1「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等により交通車両及び一般通行者の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。

また、高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、危険車両等の誤進入による事故を防止するため、交通規制テーパー部に設置する矢印板においては高輝度反射式、危険車両が接近した際の規制内作業員への警告として用いる警報機付安全旗、大音量電子ホイッスル、交通規制内の工事箇所手前に進入車両強制停止装置等の交通安全対策施設を設置等の措置を講じるものとする。

なお、これらに要する費用のうち、一般道規制における工事標示板、標識等、堅固なバリケード、保安灯等に要する費用については、諸経費に含まれるものとする。

危険車両対策として実施する高輝度反射式の矢印板、進入車両強制停止装置の費用は関係する単価に含むものとし、警報機付安全旗、大音量電子ホイッスルについては諸経費に含むものとする。

また、安全施設について監督員が追加を指示した場合は、その指示に従わなければならない。
なお、この場合の費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 8-3 交通保安要員の配置

受注者は、本特記仕様書 2 7-1 0 に示すとおり、交通保安要員を配置しなければならない。

1 8-4 工事に使用する機械

公称質量 2 1 t 以上のブルドーザを使用する場合は、R O P S（転倒時保護構造）を装着したブルドーザを使用するものとする。なお、これに要する費用は諸経費に含むものとし別途支払は行わないものとする。

1 8-5 転倒防止に関する事項

受注者は、施工基面となる地盤上に 2 5 t 吊り能力以上の移動式クレーン又は、モンケンを除く杭打機等（基礎工事用機械の車両系建設機械）を使用する場合にあっては、地盤及び地耐力の確認方法に関する内容を含めた転倒防止対策について、施工計画書を監督員に提出するものとする。

1 8-6 安全管理の強化

1 8-6-1 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善すること。

1 8-6-2 リスクアセスメント

工事の施工内容や施工環境の変化等に応じて、適宜、リスクアセスメントを設定（見直し）し、その結果に基づき、設計条件・施工条件・管理方法に対して必要な対策を講ずること。また新たに入所する作業班への引継ぎについても元請会社はその都度確実に実施すること。

特に供用道路、鉄道、家屋等に近接する第三者被害を伴う災害リスクが大きい工事や高速道路の規制を伴う工事は、事故発生の影響を考慮して適切なリスク評価を行うこと。

1 8-6-3 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差又は近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底すること。

1 8-6-4 新規入場者教育

新規入場者教育については、下請会社の統制、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、元請会社が確実に実施すること。

1 8-7 現場内の安全管理

作業計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底すること。

1 8-8 現場内の安全整備

受注者は、工事現場内の安全を図るため現場内安全整備員を配置しなければならない。現場内安全整備員は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携帯して安全確保のための合図、後片付け及び水溜りの除去等の現場内整備を行うものとする。なお、冬期休止期間並びに日常作業休止時においても、必要に応じ現場内の点検を行うなど常に安全の確保に努めなければならない。現場内の安全整備に要する費用は諸経費に含むものとし別途支払は行わないものとする。

1 8-9 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

工事中の安全の確保については共通仕様書で規定しているところであるが、このうち次に掲げる第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

1) 重大事故リスク

定義	項目	内容
定義①	第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○仮設材（橋梁架設ベント、仮栈橋の部材、足場等）の倒壊・転倒 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○吊足場からの足場部材、・資材の落下 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊 ○供用路線 10 m 以内で施工する仮設土留工の仮設材等の落下又は転倒
定義②	供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	○橋桁、足場等の落下等による高速道路本線・交差道路の通行止めの発生、及び短時間による通行止め解放が困難となる事で生じる大渋滞 ○供用路線 10 m 以内で施工する仮設土留工の仮設材等の落下又は転倒

(2) 実施手順

実施手順は以下のとおりである。

1) 施工計画書への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して、施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無い確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

のとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達するとともに確実に実施すること。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記 1)、2) で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記 1) 及び 2) の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

(3) その他

重大事故リスクマネジメントの実施に要する費用は、諸経費に含むものとし別途支払いは行わない。

ただし、重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合の費用等は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

1 8-1 0 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 8-1 0-1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設又は添架されている光通信ケーブル等管路（以下、「光ケーブル等」という。）の損傷事故を防止するために光ケーブル等との近接箇所の工事の施工にあたっては、「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和 3 年 7 月）」（以下、「光通信マニュアル」という。）に基づき、万全の措置を講じなければならない。

1 8-1 0-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光ケーブル等の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、光通信マニュアルの内容を十分理解し、光ケーブル等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 8-1 0-3 光通信ケーブル等損傷事故防止対策に要する費用

光通信ケーブル等損傷事故防止対策に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。ただし、監督員が埋設物に対する試掘等の調査を指示した場合はこれに従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1 8-1 1 保安に関する費用

- (1) 本特記仕様書 1 8-3 に要する費用は、単価表の項目で支払いを行うものとする。1 8-4、5、6、7、8、9、1 0 に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないもの

とする。

- (2) 受注者は、本特記仕様書 2 7-1 0 の表以外の箇所であっても、必要がある場合は交通保安要員を配置しなければならない。なお、監督員が交通保安要員の配置の変更を指示した場合は、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 9．環境保全に関する事項

1 9-1 井戸等の枯渇対策

工事箇所周辺には、飲料水及び水田の灌漑用水のための浅井戸や沢水を利用した簡易水道が存在する可能性があり、これらが工事によって枯渇するおそれがあるので、工事中、受注者はこれらの物件を発見した場合には、直ちに監督員に報告しなければならない。この場合において監督員が必要と認めて観測及び対策工等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用について必要と認められるときは、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 9-2 自然林の保全

河川区域内及び事業用地内の施工箇所の自然林については、工事によってむやみに伐採しないよう仮設計画等の施工計画段階で十分な検討を行い、周辺環境の保全に努めなければならない。

また、工事の施工に支障となる立木がある場合は、監督員に報告しその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 9-3 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 9-4 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

1 9-5 六価クロム溶出試験

- (1) 受注者は、セメント及びセメント系固化材を地盤改良等に使用する場合は、改良土から土壤環境基準を超えた六価クロムを溶出させることがないようにしなければならない。また、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認しなければならない。
- (2) 受注者は、再生コンクリート砂を透水が有り、浸透した水が土壤又は公共用水域へ拡散するおそれがある箇所に、基礎材、仮設材料として使用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認しなければならない。

1 9-6 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮

を講じて施工を行わなければならない。

1 9-7 汚濁水処理

- (1) 構造物掘削等により生ずる汚濁水については、沈砂池を設置するものとし、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとする。なお、工事中の湧水及び濁水状況等により薬剤による強制沈殿等の特別な対策等が必要であると認められ、監督員がその指示をした場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- (2) 河川水質の観測及び特別な対策等の必要が生じ監督員がその実施を指示した場合、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1 9-8 環境保全に関する費用

環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書 1 9-1 に定める観測、対策工等（1 9-5 に定める六価クロム溶出試験）に要する費用以外は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

2 0. 再生資源及び建設副産物に関する事項

2 0-1 再生資材の使用

- (1) 再生資材は、下表に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数量	適用指針等
2- (8) 基礎材 B1	再生クラッシャー ラン	約 300m ³	
18- (3) 簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 (t = 3 c m) R 加熱アスファルト基層工 (t = 4 c m) R 加熱アスファルト安定処理路盤工 (t = 5 c m) R	再生加熱アスファ ルト混合物	— (率計上)	舗装再生便覧 ((社) 日本道路 協会)
18- (3) 簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t = 3 0 c m) R	再生クラッシャー ラン	— (率計上)	舗装再生便覧 ((社) 日本道路 協会)

- (2) 受注者は前項 (1) に示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会（様式- 7）を行うものとする。なお、照会にあたっては、次の手順で再資源化施設等を選定するものとする。
 - イ) 建設汚泥再生品にあつては、当該工事現場から概ね 5 0 k m の範囲内の再資源化施設とす

る。

ロ) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあつては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内（再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内）の再資源化施設とする。

ハ) 上記範囲内に複数の再資源化施設等がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。

(3) 受注者は前項(1)に示す再生資材について、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告しなければならない。この場合において監督員が必要があると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

20-2 建設副産物の活用等

(1) 共通仕様書1-28の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物	発生場所	数量	活用方法等
コンクリート塊 (無筋)	用排水構造物 トマム跨線橋付近 一線沢川橋付近 下トマム橋付近 下トマム鵠川橋付近	約 4m ³	再資源化施設へ搬出 (有償)
	場所打ち杭のくい頭処理 一線沢川橋 下トマム橋	約 104m ³	再資源化施設へ搬出 (有償)
コンクリート塊 (有筋)	用排水構造物 トマム跨線橋付近	約 4m ³	再資源化施設へ搬出 (有償)
アスファルト コンクリート塊	道道夕張新得線と道道石勝高 原幾寅線交差点付近	約 44m ²	再資源化施設へ搬出 (有償)
廃プラスチック	補強土壁工 下トマム鵠川橋付近	約- t (率計上)	再資源化施設へ搬出 (有償)
	大型土のう袋 滝の沢川橋付近 トマム跨線橋付近 一線沢川橋付近 下トマム鵠川橋付近	約 4 t	再資源化施設へ搬出 (有償)
	ポリエチレン角型U字側溝・ 高密度ポリエチレン管 一線沢川橋付近 下トマム橋付近	約 1 t	再資源化施設へ搬出 (有償)

建設副産物	発生場所	数量	活用方法等
建設発生木材	伐採箇所	—	再資源化施設へ搬出 (有償)

(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

建設副産物	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊 (無筋)	株式会社 吉岡	南富良野町字幾寅 2608-1	日曜日、第2,4土曜日不可 8:00～17:00(昼休み12:00 ～13:00は受入不可) 30cm以下で受入可
コンクリート塊 (有筋)	富桑工業 株式会社	富良野市上御料 5520-3	日曜日不可 8:00～17:00(昼休み12:00 ～13:00は受入不可)
アスファルトがら (ストアス)	道路工業 株式会社	富良野市字山部 1596番6	日曜日、土曜日、祝日不可 8:30～16:30(昼休み12:00 ～13:00は受入不可)
廃プラスチック	富桑工業 株式会社	富良野市上御料 5520-3	日曜日不可 8:00～17:00(昼休み12:00 ～13:00は受入不可)
建設発生木材	富桑工業 株式会社	富良野市上御料 5520-3	日曜日不可 8:00～17:00(昼休み12:00 ～13:00は受入不可)

記載している事項については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
 なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

- (3) 建設発生木材は数量が未確定なため、その費用については監督員と受注者で別途協議し定めるものとする。

20-3 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（(平成12年5月31日 法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、下表の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「11 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した下表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかな事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

(1) 分別解体の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件
コンクリート塊 (無筋)	株式会社 吉 岡	南富良野町字幾寅 2608-1	日曜日、第 2, 4 土曜日不可 8 : 00～17 : 00 (昼休み 12 : 00～13 : 00 は受入不可) 30cm以下で受入可
コンクリート塊 (有筋)	富桑工業 株式会社	富良野市上御料 5520-3	日曜日不可 8 : 00～17 : 00 (昼休み 12 : 00～13 : 00 は受入不可)
アスファルトがら (ストアス)	道路工業 株式会社	富良野市字山部 1596番6	日曜日、土曜日、祝日不可 8 : 30～16 : 30 (昼休み12 : 00～13 : 00は受入不可)

2 0-4 再生資材供給量の報告

本特記仕様書 2 0-1 (2) による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告(様式-8)し、その指示に従うものとする。

2 0-5 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価を含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、

これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする

また、本特記仕様書 20-2 (3) により定められた処理に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 1. 補完検査に関する事項

2 1-1 補完検査

補完検査とは、しゅん功検査（一部しゅん功検査を含む。以下この項において「しゅん功検査等」という。）を実施しようとする時期に、現地気象条件等により工事目的物の検査（以下この項において「現地検査」という。）の実施に支障等が生じることが予想される場合に、しゅん功検査等に先立ち現地検査を行うものをいう。

2 1-2 補完検査の実施

補完検査は、現地気象条件等により現地検査の実施に支障等が生じることが予想され、しゅん功検査の場合にあっては共通仕様書 1-45-2 (1) 及び (2)、一部しゅん功検査の場合にあっては共通仕様書 1-46-2 (1) 及び (2) の条件を満たすと監督員が判断し、補完検査の実施について監督員から受注者に対して協議を行い、受注者が同意した場合に実施できるものとする。

2 1-3 検査日及び検査員名の通知

監督員は、補完検査の実施について受注者の同意が得られた場合は、補完検査に先立って受注者に対して、検査日及び検査員名を通知するものとする。

この場合において、受注者は、検査に必要な書類、資料及び写真等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。

2 1-4 補完検査の内容

検査員は、監督員及び受注者の立会いの上、工事目的物を対象として契約書類と対比し、工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえのうち現地にて確認すべき事項の検査を行う。

2 1-5 設計図書どおり工事が完成していない場合の取扱い

(1) 修補の指示

検査員は、修補の必要があると認めた場合は、受注者に対して、工期末の日（一部しゅん功検査の場合は指定部分の引渡し時期）を期限として修補の指示を行うことができるものとする。ただし、受注者がその指示に異議を申し出た場合はこの限りではない。

(2) 修補の完了の確認

検査員が、修補の指示をした場合において、修補の完了の現地確認は監督員が行うものとし、しゅん功検査時にしゅん功検査員に報告の上確認を受けるものとする。

(3) 修補が完了しない場合

検査員が指示した期限の日までに修補が完了しなかった場合には、受注者はしゅん功届又は

一部しゅん功届を提出してはならない。この場合、受注者は修補の完了後、監督員に現地確認を受けた後にしゅん功届又は一部しゅん功届を提出するものとする。

2 1-6 補完検査を実施した場合のしゅん功検査

2 1-6-1 工事しゅん功届、工事一部しゅん功届提出の要件

補完検査を実施した場合は、共通仕様書 1-45-2、1-46-2 に規定する満たすべき要件に下記を追加する。

- ・補完検査において修補の指示を受けた場合は、その修補が完了していること。

2 1-6-2 しゅん功検査の内容

補完検査を実施した場合は、修補の完了確認等特別な事情がない限り現地検査は行わず、書面にて共通仕様書 1-45-4、1-46-4 に規定する検査を行うものとする。

2 2. 部分使用に関する事項

2 2-1 工事の部分使用

共通仕様書 1-49-1 の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、次表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
滝の沢川橋		
P 1 橋脚	令和 11 年 11 月中旬	上部工施工のため
P 2 橋脚	令和 10 年 11 月中旬	上部工施工のため
P 3 橋脚	令和 11 年 11 月中旬	上部工施工のため
トマム跨線橋		
P 1 橋脚	令和 11 年 4 月中旬	上部工施工のため
P 2 橋脚	令和 10 年 11 月中旬	上部工施工のため
P 3 橋脚	令和 10 年 11 月中旬	上部工施工のため
工事用道路 A	令和 11 年 4 月中旬	上部工施工のため（率計上）
一線沢川橋		
A 1 橋台	令和 10 年 8 月下旬	上部工施工のため
A 1 擁壁	令和 10 年 11 月中旬	トンネルの施工のため
A 2 橋台	令和 9 年 11 月中旬	上部工施工のため
A 2 橋台背面	令和 9 年 11 月中旬	トンネルの施工のため
工事用道路 B	令和 10 年 11 月中旬	上部工施工のため（率計上）
仮栈橋	令和 10 年 11 月中旬	上部工施工のため（率計上）
下トマム橋		
仮設防護柵 B	令和 10 年 5 月下旬	一般の用に供するため （下トマム橋 A 1 躯体施工期間）
A 1 橋台	令和 11 年 11 月中旬	上部工施工のため
A 1 擁壁	令和 11 年 11 月中旬	トンネルの施工のため

箇所	使用開始時期	使用理由
A 1 橋台背面	令和 11 年 11 月中旬	トンネルの施工のため
仮設防護柵 B	令和 11 年 5 月下旬	一般の用に供するため (下トマム橋 P 1 躯体施工期間)
P 1 橋脚	令和 11 年 11 月中旬	上部工施工のため
仮設防護柵 B	令和 9 年 5 月下旬	一般の用に供するため (下トマム橋 A 2 躯体施工期間)
A 2 橋台	令和 11 年 11 月中旬	上部工施工のため
幾寅線交差点改良	令和 11 年 4 月下旬	一般の用に供するため (率計上)
下トマム鵲川橋		
A 1 橋台	令和 11 年 4 月下旬	上部工施工のため
A 2 橋台	令和 11 年 4 月下旬	上部工施工のため
仮設防護柵 A 仮設目隠し板 A クッションドラム A	令和 9 年 10 月上旬	一般の用に供するため

仮設防護柵 A の部分使用開始時期については、夜間通行止め時期により変更する場合がある。

なお、供用中の高速道路において工事目的物を一般の用に供する場合は、部分使用に先立ち以下のとおり検査を実施するものとする。

(1) 部分使用検査

出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に基づく検査を兼ねるものとする。

(2) 検査実施日時

出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の日時とする。

(3) 検査対象工事目的物

出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の工事目的物とする。

(4) 検査を実施する者

別途通知する監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員のいずれかの者。

2 3. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書 1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書 11 に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	昇降設備の充実
現場環境改善 （営繕関係）	デザインボックス（交通誘導警備員待機室）
現場環境改善 （安全関係）	盗難防止対策（警報機等）
地方連携	完成予想図、デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む）

2 4. 道路構造物点検の実施

受注者は、「保全点検要領 構造物編（令和 8 年 4 月）」（以下「点検要領」という。）及び監督員の指示に従って初期点検を行い、点検カルテ等必要な調書を作成し監督員へ提出しなければならない。

2 4-1 点検の対象

共通仕様書 1-17-3「初期点検」に規定する初期点検の対象構造物は、点検要領 第 1 編 第 4 章「点検の対象構造物」に基づき、橋梁、土工構造物とする。

2 4-2 点検方法

点検は、点検要領 第 2 編 第 1 章「初期点検」に基づき行うものとする。

2 4-3 点検結果の記録

点検の結果は、点検要領 第 4 編 第 1 章「点検の記録及び報告」に基づき行うものの他、補修記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として引き継ぐ必要のある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。

2 4-4 点検に関する費用

点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。

2 5. 三者協議会に関する事項

2 5-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、監督員が受注者及び本工事における次の設計等を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計等の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として、「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

- (1) 対象橋梁の下部工設計に関すること
- (2) 擁壁工設計に関すること
- (3) 仮栈橋設計に関すること
- (4) 工事用道路設計に関すること

2 5-2 三者協議会協定書の締結

監督員が前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添－１に示す「〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書（案）」に基づく、協定書を締結しなければならない。

2 5-3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力するとともに、三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

2 5-4 三者協議会の開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。なお、受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書１－５「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び１－１７「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2 6. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有ならびにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 7. 工事細部に関する事項

2 7-1 施工計画書

共通仕様書１－２０－１「施工計画書の提出」に次を追加する。

光通信ケーブル等損傷事故防止の対策

2 7-2 施工時間帯による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、施工時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

施工時間	単価表の項目 末尾の表記	備 考
夜間作業	(Y)	本特記仕様書 9-6 (1) に示す作業時間をいう。 (23:00～翌4:00)
昼夜連続作業	(NY)	下トマム橋の橋脚、橋台の施工に伴う交通規制作業時間をいう。 (9:00～翌9:00)

施工時間	単価表の項目 末尾の表記	備 考
昼間作業	無表記	上記以外

2 7-3 土工

2 7-3-1 客土掘削

(1) 種別

客土掘削の単価表の項目の種別は、共通仕様書 2-6-1「定義」に示す他、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
客土掘削 土砂 A 1	1) 一線沢仮置場における土砂の掘削、積込み 2) 構造物埋戻し部への運搬、敷均し、締固め 3) 含水量の調節

※区分内容に記載する土砂の積算上の土質区分は次のとおりとする。

単価表の項目	積算上の土質区分
客土掘削 土砂 A 1	土砂 B 相当

(2) 数量の検測

客土掘削土砂 A 1 の数量の検測は、盛土の設計数量 (m³) で行うものとする。

(3) 支払

共通仕様書 2-6-7「支払」に下記の項目を追加する。

客土掘削土砂 A 1 の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ 1 m³ 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う一線沢仮置場での掘削、積込み、構造物埋戻し箇所への運搬、敷均し及び締固め等客土掘削土砂 A 1 の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
2-(3)	客土掘削 土砂 A 1	m ³

2 7-3-2 構造物掘削及び構造物裏込め工

(1) 種別

構造物掘削の単価表の項目の種別は、共通仕様書 2-8-1「定義」に示す他、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
構造物掘削 普通部 A	1) 構造物の基礎地盤の土砂及び軟岩の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 一線沢仮置場への運搬、敷均し 含水量の調節、水替
構造物掘削 特殊部 A 1	1) 滝の沢川橋橋梁下部工（P 1 橋脚）施工箇所において土留工（切梁式）の設置（撤去）、基礎地盤の土砂及び軟岩の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 一線沢仮置場への運搬、敷均し 4) 含水量の調節、水替
構造物掘削 特殊部 A 2	1) 滝の沢川橋橋梁下部工（P 2 橋脚）施工箇所において土留工（切梁式）の設置（撤去）、基礎地盤の土砂及び軟岩の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 一線沢仮置場への運搬、敷均し 含水量の調節、水替
構造物掘削 特殊部 A 3	1) 滝の沢川橋橋梁下部工（P 3 橋脚）施工箇所において土留工（切梁式）の設置（撤去）、基礎地盤の土砂及び軟岩の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 一線沢仮置場への運搬、敷均し 4) 含水量の調節、水替
構造物掘削 特殊部 B 1	1) トマム跨線橋橋梁下部工（P 3 橋脚）施工箇所において土留工（切梁式）の設置（撤去）、基礎地盤の土砂及び軟岩の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 一線沢仮置場への運搬、敷均し 4) 含水量の調節、水替
構造物掘削 特殊部 C 1	1) 一線沢川橋橋梁下部工（A 1 橋台）施工箇所において土留工（自立式及びアンカー式（残置式アンカー））の設置、基礎地盤の土砂及び軟岩の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 一線沢仮置場への運搬、敷均し 4) 含水量の調節、水替
構造物掘削 特殊部 D 1	1) 下トマム橋橋梁下部工（A 1 橋台）施工箇所において土留工（切梁式）の設置（撤去）、既設アスファルト舗装版の切断、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 一線沢仮置場への運搬、敷均し 4) 含水量の調節、水替

単価表の項目	区分内容
構造物掘削 特殊部 D 2	1) 下トママ橋橋梁下部工（P 1 橋脚）施工箇所において土留工（切梁式）の設置（撤去）、既設アスファルト舗装版の切断、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 一線沢仮置場への運搬、敷均し 4) 含水量の調節、水替
構造物掘削 特殊部 D 3	1) 下トママ橋橋梁下部工（A 2 橋台）施工箇所において土留工（切梁式）の設置（撤去）、既設アスファルト舗装版の切断、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 一線沢仮置場への運搬、敷均し 4) 含水量の調節、水替
構造物掘削 特殊部 D 4	1) 下トママ橋橋梁下部工（A 2 橋台）隣接施工箇所において土留工（自立式及びアンカー式（残置式アンカー））の設置、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 一線沢仮置場への運搬、敷均し 4) 含水量の調節、水替
構造物掘削 特殊部 E 1	1) 下トママ鵠川橋橋梁下部工（A 1 橋台）施工箇所において土留工（地山補強土壁工）の設置、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線下部路体盛土への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替
構造物掘削 特殊部 E 2	1) 下トママ鵠川橋橋梁下部工（A 2 橋台）施工箇所において土留工（地山補強土壁工）の設置、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 本線下部路体盛土への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節、水替
構造物裏込め工 裏込め工 A 1	1) 現地発生材を使用した構造物裏込め、材料は土木施工管理要領に示す裏込め材 A の基準に適合するもの 2) 一線沢仮置場における土砂の掘削、積込み 3) 構造物裏込め部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節
構造物裏込め工 裏込め工 B 1	1) 現地発生材を使用した構造物裏込め、材料は土木施工管理要領に示す裏込め材 B の基準に適合するもの 2) 一線沢仮置場における土砂の掘削、積込み 3) 構造物裏込め部への運搬、敷均し、締固め 4) 含水量の調節

※区分内容に記載する土砂及び軟岩の積算上の土質区分は次のとおりとする。

単価表の項目	積算上の土質区分
構造物掘削 普通部 A	土砂B、F 又は軟岩A、C 相当
構造物掘削 特殊部 A 1	土砂B 又は軟岩A 相当
構造物掘削 特殊部 A 2	土砂B 又は軟岩A 相当
構造物掘削 特殊部 A 3	土砂B 又は軟岩A 相当
構造物掘削 特殊部 B 1	土砂B、F 又は軟岩A、C、D 相当
構造物掘削 特殊部 C 1	土砂F 又は軟岩A 相当
構造物掘削 特殊部 D 1	土砂B、E 相当
構造物掘削 特殊部 D 2	土砂B、E 相当
構造物掘削 特殊部 D 3	土砂B、E 相当
構造物掘削 特殊部 D 4	土砂B 相当
構造物掘削 特殊部 E 1	土砂B 相当
構造物掘削 特殊部 E 2	土砂B 相当
構造物裏込め工 裏込め工A 1	土砂F 相当
構造物裏込め工 裏込め工B 1	土砂F 相当

(2) 土留め工に適用すべき諸基準

・(社) 土木学会 トンネル標準示方書 [共通編]・同解説／ [開削工法編]・同解説 (2016 年制定) (以下、「開削工法編」という。)

(3) 土留め工の種別

構造物掘削特殊部で施工する土留め工の種別は、次のとおりである。

単価表の項目	工法	支保形式	鋼矢板規格	数量 (枚)	矢板長さ (m)	継手箇所	備考
構造物掘削 特殊部 A 1	打込み：硬質 地盤クリア工 法 引抜き：バイ ブロハンマ	切梁式	鋼矢板Ⅲ型	108	8.0	無	リース品 (8 ヶ月)
構造物掘削 特殊部 A 2	打込み：硬質 地盤クリア工 法 引抜き：バイ ブロハンマ	切梁式	鋼矢板 VL 型	146	11.5	無	リース品 (6 ヶ月)
構造物掘削 特殊部 A 3	打込み：硬質 地盤クリア工 法 引抜き：バイ ブロハンマ	切梁式	鋼矢板Ⅲ型	126	9.5	無	リース品 (6 ヶ月)
				23	9.0	無	リース品 (6 ヶ月)
				27	8.5	無	リース品 (6 ヶ月)
構造物掘削 特殊部 B 1	打込み：ダウ ンザホールハ ンマ工法 引抜き：バイ ブロハンマ	切梁式	親杭H300	22	9.0	無	リース品 (14 ヶ月)
				8	7.5	無	リース品 (14 ヶ月)

単価表の項目	工法	支保形式	鋼矢板規格	数量 (枚)	矢板長さ (m)	継手 箇所	備考
構造物掘削 特殊部 C 1	打込み：ダウンザホールハンマ工法	アンカー式	親杭H300	1	13.5	有	中古品(一部切断、撤去)
				2	12.5	有	中古品(一部切断、撤去)
				1	12.0	無	中古品(一部切断、撤去)
				2	11.0	無	中古品(一部切断、撤去)
				2	10.5	無	中古品(一部切断、撤去)
				2	10.0	無	中古品(一部切断、撤去)
				2	9.5	無	中古品(一部切断、撤去)
				1	9.0	無	中古品(一部切断、撤去)
				3	8.5	無	中古品(一部切断、撤去)
				3	8.0	無	中古品(一部切断、撤去)
				2	7.5	無	中古品(一部切断、撤去)
構造物掘削 特殊部 C 1	打込み：ダウンザホールハンマ工法	アンカー式	親杭H300	3	7.0	無	中古品(一部切断、撤去)
				1	6.5	無	中古品(一部切断、撤去)
構造物掘削 特殊部 D 1	打込み：電動式バイブロハンマW J 併用 引抜き：バイブロハンマ	切梁式	鋼矢板Ⅲ型	160	8.5	無	リース品 (5 ヶ月)
構造物掘削 特殊部 D 2	打込み：電動式バイブロハンマW J 併用 引抜き：バイブロハンマ	切梁式	鋼矢板Ⅳ型	37	12.5	有	リース品 (6 ヶ月)
				111	11.5	無	リース品 (6 ヶ月)
構造物掘削 特殊部 D 3	打込み：電動式バイブロハンマW J 併用 引抜き：バイブロハンマ	切梁式	鋼矢板Ⅲ型	39	12.0	無	リース品 (5 ヶ月)
				6	11.5	無	リース品 (5 ヶ月)
				4	11.0	無	リース品 (5 ヶ月)
				4	10.5	無	リース品 (5 ヶ月)
				91	10.0	無	リース品 (5 ヶ月)
構造物掘削 特殊部 D 4	打込み：電動式バイブロハンマW J 併用	アンカー式	親杭H300	1	11.0	無	中古品
				1	10.5	無	中古品
				1	10.0	無	中古品
				3	9.5	無	中古品
				1	9.0	無	中古品
			親杭H350	1	10.5	無	中古品
				12	9.0	無	中古品
				2	8.5	無	中古品
				1	8.0	無	中古品

単価表の項目	工法	主材料	規格・寸法	単位	数量	備考
構造物掘削 特殊部 E 1	地山補強 土壁工	パネル (棒状補強 土壁)	1 穴 1200×1800	枚	56	
			2 穴 1200×1800	枚	81	
			1 穴 1200×900	枚	6	
			勾配用	枚	3	
			最下段用	枚	7	
		補強材 D32	L=10.0m	本	70	
			L=9.0m	本	7	
			L=8.5m	本	4	
			L=8.0m	本	3	
			L=6.5m	本	16	
			L=5.5m	本	15	
			L=4.5m	本	14	
			L=3.5m	本	13	
			L=3.0m	本	67	
構造物掘削 特殊部 E 2	地山補強 土壁工	パネル (棒状補強 土壁)	1 穴 1200×1800	枚	53	
			2 穴 1200×1800	枚	140	
			1 穴 1200×900	枚	18	
			勾配用	枚	2	
			最下段用	枚	9	
		補強材 D32	L=12.0m	本	24	
			L=11.5m	本	11	
			L=11.0m	本	10	
			L=10.0m	本	106	
			L=8.0m	本	13	
			L=7.5m	本	6	
			L=7.0m	本	19	
			L=6.5m	本	7	
			L=6.0m	本	6	
			L=5.5m	本	6	
			L=5.0m	本	6	
			L=4.0m	本	11	
			L=3.0m	本	67	

(4) 土留め工の材料及び施工

土留め工に使用する材料は設計図書に示すものの他、土工施工管理要領に記載されている内容に適合するものでなくてはならない。

(5) グラウンドアンカー工

(ア) グラウンドアンカー工に適用すべき諸基準

東日本高速道路株式会社：設計要領・土工施工管理要領

(社) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準 同解説

(J G S 4 1 0 1 - 2 0 1 2)

(イ)材料及び施工

- ① グラウンドアンカー工に使用する材料及び施工は、「設計要領・土工施工管理要領」及び「グラウンドアンカー設計施工基準 同解説」によるものとする。
- ② グラウンドアンカー削孔の濁水処理は関係法令に従って濁水処理を行うものとし、施工に先立ち、施工計画書を提出するものとする。
- ③ グラウンドアンカー工の削孔中に設計図書において想定している地質と現地の地質の相違が確認された場合は速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。土留め工に用いるグラウンドアンカーの品質及び出来形管理は「土工施工管理要領 Ⅲ. 切土工 4-1 グラウンドアンカー工」によるものとし、引抜き試験、多サイクル確認試験、1 サイクル確認試験に要する費用については関連する契約単価の項目に含むものとする。

(6) 現地の地盤状況や湧水状況により土留め壁の打込みが困難な場合や現地の状況に適していない場合には土留め壁打ち込みの工法や土留め壁の種別を変更する場合がある。

また、グラウンドアンカー工の削孔中に設計図書において想定している地質と現地の地質の相違が確認された場合は速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(7) 地山補強土壁工

(ア) 地山補強土壁工に適用すべき諸基準

PAN WALL 工法 設計・施工指針・同解説 2025年度 【PAN WALL 工法協会】

(イ) 材料及び施工

- ①地山補強土壁工の施工は、「PAN WALL 工法 設計・施工指針・同解説 2025年度」及び監督員の指示に従って行うものとする。
- ②PAN WALL 工法削孔の濁水処理は、関係法令に従って適切に濁水処理を行うものとし、施工に先立ち、施工計画書を提出するものとする。
- ③PAN WALL 工法の削孔中に設計図書に想定している地質と現地の地質の相違が確認された場合は速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。
- ④PAN WALL 工法の特許使用料(工法使用料等を含む)としては、背面排水材設置、PW 板材料費、PW 板設置工、補強材工、裏込め工及び定着・頭部処理工に対し4%を計上するものとする。

(8) 構造物掘削において、1～2 台程度の通常のポンプ排水で処理することができない著しい湧水により特別な排水施設、法面对策工による対策の必要があると認められ、監督員が工法等の変更を指示した場合、受注者は、その指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(9) 共通仕様書 2-8-3 「掘削土の処理」に規定する不良土が発生した場合は、監督員に報告し、その指示に従うものとする。なお、これに要する費用は監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(10) 平板載荷試験

平板載荷試験の実施箇所は下表のとおりとする。なお、これに要する費用については関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

実施箇所	内容
滝の沢川橋 P 1、P 2、P 3 橋脚	地盤支持力の確認

実施箇所	内容
トマム跨線橋 P 1、P 2、P 3 橋脚	地盤支持力の確認
一線沢川橋 A 1 側擁壁	地盤支持力の確認
下トマム橋 A 2 橋台及び P 1 橋脚、A 2 側擁壁	地盤支持力の確認
下トマム鵠川橋 A 1、A 2 橋台	地盤支持力の確認

(11) 支払

共通仕様書 2-8-1 1 「支払」に下記の項目を追加する。

構造物掘削の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ 1 m³ 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う構造物部の掘削、積込み、土留め、一線沢仮置場への運搬及び敷均し等構造物掘削の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

構造物裏込め工の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ 1 m³ 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う材料の一線沢仮置場での掘削、積込み、運搬、敷均し、含水比の調節及び締固め等構造物裏込め工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする

	単価表の項目	検測の単位
2- (6)	構造物掘削	
	普通部 A	m ³
	特殊部 A 1	m ³
	特殊部 A 2	m ³
	特殊部 A 3	m ³
	特殊部 B 1	m ³
	特殊部 C 1	m ³
	特殊部 D 1	m ³
	特殊部 D 2	m ³
	特殊部 D 3	m ³
	特殊部 D 4	m ³
	特殊部 E 1	m ³
	特殊部 E 2	m ³
2- (7)	構造物裏込め工	
	裏込め工 A 1	m ³
	裏込め工 B 1	m ³

2 7-4 基礎材

(1) 種別

基礎材の単価表の項目の種別は、共通仕様書 2-9-1 「定義」に示す他、次表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
基礎材 B 1	再生クラッシャーランを用いて構造物の基礎に使用するものをいう。

(2) 支払

共通仕様書 2-9-5 「支払」に下記の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
2- (8)	基礎材 B 1	m3

2 7-5 地盤改良工

(1) 定義

地盤改良工とは、設計図書及び監督員の指示に従い、軟弱地盤を対象として良質な材料により軟弱土層の置換又は現地盤と改良固化材を機械攪拌混合を行い、必要な地盤支持力を得るものをいう。

(2) 適用すべき諸基準

道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成 2 4 年度版）【平成 2 4 年 8 月（公社）日本道路協会】

セメント系固化材による地盤改良マニュアル（第 5 版）【令和 3 年 1 0 月（一社）セメント協会】

(3) 種別

地盤改良工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	適用
置換工	購入材を用いて行う軟弱土層を置換えるもの。 掘削土は、一線沢仮置場へ敷均すものとする。	C-8 0
浅層混合処理 A	バックホウ等を用いて行う、軟弱土層と改良固化材による機械攪拌混合するもの。	改良深度 $D \leq 3 \text{ m}$
固化材 A	地盤改良工に使用する固化材は、セメント系固化材（高炉セメント B 種）とする。	バラ

(4) 配合

地盤改良工に使用するセメント系改良に必要な材料及び暫定添加量は、次のとおりとする。

単価表の項目	施工箇所	室内強度 (kN/m ²)	設計強度 (kN/m ²)	標準セメント添加量 (kg/m ³)
浅層混合処理工 A	STA. 937+85. 00 (L-1)	3, 220	1, 610	110
	STA. 937+85. 00 (L-2)	2, 200	1, 100	80
	STA. 937+85. 00 (L-3)	1, 160	580	60
	STA. 938+46. 50	3, 480	1, 740	120

(5) 施工

(5)-1 置換工

1) 共通仕様書 2-7-5 に基づき、十分な締固めを行うものとする。

2) 施工管理、出来形管理及び品質管理等については土工施工管理要領の規定によるものとする。

る。なお、施工に先立ち、施工計画書を監督員へ提出し、確認を得なければならない。

(5)－2 浅層混合処理工

1) 施工に先立ち、現地地盤から採取したサンプリング試料により室内配合試験を実施し、セメントの必要添加量・水セメント比を決定する。

2) サンプリング試料の採取箇所及び採取数は下表のとおりとする。

施工箇所	採取数	サンプル層数	備考
L型擁壁 (STA. 937+85.00～ STA. 938+46.50)	4	4	

3) 現場強度試験のサンプリングの試験基準は、上記によるものとし、採取箇所については監督員が指示するものとする。

4) 上記 1)～2) に要する費用については、契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。なお、上記の 2) において、現場強度試験にて必要となる強度が得られない場合は、監督員の指示に従うものとする。

5) 施工前に、選定した機械機材を現地に設置し、監督員の指示による現地改良試験を行い、着底管理基準の設定が得られるまで本施工は行わないものとする。

6) 現地改良試験を実施した箇所の試験体を採取し、目標強度が得られているかを確認する。また、試験体を用いて六価クロム溶出試験を実施し、土壤環境基準値を超えないことを確認する。なお、基準値を超える場合には、監督員と協議する

7) 施工は軟弱土層と改良固化材を適切に機械で攪拌し、共通仕様書 2－7－5 に基づき、十分な締固めを行うものとする。

8) 施工に先立ち混合管理、出来形管理、品質管理、材料管理、機械器具管理を記載した施工計画書を監督員へ提出し、確認を得なければならない。

(6) 余剰土

浅層混合処理Aの施工に伴い、改良後の地盤は土質や改良材の添加量に応じて盛り上がり、余剰土が発生する。余剰土の処理は別途監督員の指示によるものとし、これに要する費用は監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

(7) 数量の検測

地盤改良工の数量の検測は設計数量 (m³) で、固化材Aは設計数量 (t) で行うものとする。

(8) 支払

地盤改良工の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m³ 又は 1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う地盤改良工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(1)	地盤改良工	
	置換工	m ³
	浅層混合処理A	m ³
	固化材A	t

2 7-6 のり面工

2 7-6-1 種散布工

共通仕様書 4-7-2 「材料」に規定する種散布工の種子の種類及び使用量は、次のとおりとする。なお、種子の種類及び使用量の変更を指示した場合であっても、軽微な場合は契約単価の変更は行わないものとする。

品 種	使用量（1 m ² 当たり）	摘 要
ケンタッキーブルーグラス	2 g	
クリーピングレッドフェスク	4 g	
トールフェスク	1 2 g	

2 7-7 基礎杭

2 7-7-1 基礎杭

(1) 残土の処理方法

掘削に伴い発生した残土の処理方法は一線沢盛土場へ運搬し、敷均しするものとする。

なお、これに要する費用は関連する契約単価に含まれるものとし、別途支払いは行わない。

2 7-8 鉄筋工

2 7-8-1 鉄筋工

(1) 種別

鉄筋工の単価表の項目の種別は共通仕様書 8-4-2 「鉄筋の種別」に示すものの他、次のとおりとする。

単価表の項目	使用箇所	継手の種類	備考
A (E)	鉄筋コンクリート構造物	重ね継手	S D 3 4 5 エポキシ樹脂塗装鉄筋
B (H)	鉄筋コンクリート構造物	機械継手	S D 4 9 0
B (E)	鉄筋コンクリート構造物	機械継手	S D 3 4 5 エポキシ樹脂塗装鉄筋
B (H) (E)	鉄筋コンクリート構造物	機械継手	S D 4 9 0 エポキシ樹脂塗装鉄筋
C (E)	鉄筋コンクリート構造物	— (機械式鉄筋定着)	S D 3 4 5 エポキシ樹脂塗装鉄筋

(2) 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準は共通仕様書 8-4-3「適用すべき諸基準」に示す他、次のとおりとする。

- ・(社) 土木学会 コンクリート標準示方書【標準編】
- ・(社) 土木学会 コンクリートライブラリー112号～エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針[改訂版]－

(3) 材料

材料は共通仕様書 8-4-4「材料」に示す他、土木学会 コンクリート標準示方書【標準編】の「2. エポキシ樹脂塗装鉄筋品質規格(JSCE-E102-2013)」に適合するものでなければならない。

(4) 支払

共通仕様書 8-4-7「支払」に下記の項目を追加する。

鉄筋 A (E)、B (H)、B (E)、B (H) (E) 及び C (E) の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれ 1 t 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行うエポキシ樹脂塗装費用と現場までの輸送費、鉄筋の加工、組立て、据付け等鉄筋の施工に要する材料・労力・機械器具等鉄筋の施工を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目		検測の単位
8-(3)	鉄筋	
	A (E)	t
	B (H)	t
	B (E)	t
	B (H) (E)	t
	C (E)	t

2 7-9 構造物等取壊し工

(1) 種別

共通仕様書 1 8-1 2-2 に示す種別は、以下のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (T y p e A)	無筋コンクリート構造物 機械施工
構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (T y p e B)	鉄筋コンクリート構造物 機械施工
構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (T y p e A)	既設アスファルト舗装版 機械施工 t = 1 0 ~ 1 5 cm
構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (T y p e B)	既設アスファルト舗装版 機械施工 t = 1 0 cm 以下

(2) 支払

共通仕様書 18-12-5 「支払」に下記を追加する。

単価表の項目

検測の単位

18- (17)	構造物等取壊し工	
	コンクリート構造物取壊し (Type A)	m3
	コンクリート構造物取壊し (Type B)	m3
	アスファルト舗装版取壊し (Type A)	m2
	アスファルト舗装版取壊し (Type B)	m2

27-10 交通保安要員

(1) 種別

共通仕様書 19-4-2 に規定する交通保安要員の種別は、次表のとおりとする。

配置場所	配置 期間	区分	単価表の項目					配置 時間 ※	参考条件
			交通誘導警備員						
			A	B	A (NY)	B (NY)	B (Y)		
			単位：(人・日)						
道道夕張新得線 工事用道路 A (率計上) (トマム跨線橋 P1・ P2)	工事用道路 A 施工時	配置要員	1	2	—	—	—	9:00～ 17:00	休憩時間 交通誘導 あり
		交替要員	—	1	—	—	—		休憩時間 交通誘導 なし
	検測人数		1	3	—	—	—		
	下部工 施工時	配置要員	1	—	—	—	—	9:00～ 17:00	
		交替要員	—	—	—	—	—		
	検測人数		1	—	—	—	—		
道道夕張新得線 トマム跨線橋 P3 工事用進入路	下部工 施工時	配置要員	1	—	—	—	—	9:00～ 17:00	休憩時間 交通誘導 なし
		交替要員	—	—	—	—	—		
	検測人数		1	—	—	—	—		
道道石勝高原幾寅線 工事用道路 B (率計上) (一線沢川橋)	下部工 施工時	配置要員	—	1	—	—	—	9:00～ 17:00	休憩時間 交通誘導 なし
		交替要員	—	—	—	—	—		
	検測人数		—	1	—	—	—		
道道夕張新得線・道 道石勝高原幾寅線 下トマム橋 A1 橋台 施工箇所	下部工 施工時	配置要員	—	1	—	—	—	9:00～ 17:00	休憩時間 交通誘導 なし
		交替要員	—	—	—	—	—		
	検測人数		—	1	—	—	—		
	片側交互 通行規制時	配置要員	—	—	1	1		9:00～ 翌 9:00	休憩時間 交通誘導 あり
		交替要員	—	—	—	1			
	検測人数		—	—	1	2	—		

配置場所	配置 期間	区分	単価表の項目					配置 時間 ※	参考条件
			交通誘導警備員						
			A	B	A (NY)	B (NY)	B (Y)		
			単位：(人・日)						
道道夕張新得線 下トマム橋 A2 側 L型擁壁施工箇所	擁壁	配置要員	1	—	—	—	—	9:00～ 17:00	休憩時間 交通誘導 なし
	施工時	交替要員	—	—	—	—	—		
	検測人数		1	—	—	—	—		
道道夕張新得線・道 道石勝高原幾寅線 下トマム橋 P1 橋脚 施工箇所	下部工	配置要員	—	1	—	—	—	9:00～ 17:00	休憩時間 交通誘導 なし
	施工時	交替要員	—	—	—	—	—		
	検測人数		—	1	—	—	—		
	片側交互	配置要員	—	—	1	2	—	9:00～ 翌 9:00	休憩時間 交通誘導 あり
	通行規制時	交替要員	—	—	—	1	—		
	検測人数			—	1	3	—		
道道夕張新得線・道 道石勝高原幾寅線 下トマム橋 A2 橋台 施工箇所	下部工	配置要員	—	1	—	—	—	9:00～ 17:00	休憩時間 交通誘導 なし
	施工時	交替要員	—	—	—	—	—		
	検測人数		—	1	—	—	—		
	片側交互	配置要員	—	—	1	2	—	9:00～ 翌 9:00	休憩時間 交通誘導 あり
	通行規制時	交替要員	—	—	—	1	—		
	検測人数		—	—	1	3	—		
道道夕張新得線 下トマム鵲川橋 A1 橋 台側現場内工事用道 路	下部工、 盛土施工時	配置要員	1	—	—	—	—	9:00～ 17:00	休憩時間 交通誘導 なし
		交替要員	—	—	—	—	—		
	検測人数		1	—	—	—	—		
道道夕張新得線 村道トマム 6 線 (下トマム鵲川橋 A)	下部工	配置要員	1	—	—	—	—	9:00～ 17:00	休憩時間 交通誘導 なし
	施工時	交替要員	—	—	—	—	—		
	検測人数		1	—	—	—	—		
道東自動車道 占冠 IC～トマム IC 夜間通行止め本線部	仮設防護柵 施工時	配置要員	—	—	—	—	2	23:00～ 翌 4:00	休憩時間 交通誘導 なし
	施工箇所 2 名	交替要員	—	—	—	—	—		
	検測人数			—	—	—	2		

※上表の配置時間は、作業時間とする。

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所及び配置時間が大幅に変更となった場合は、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 支払

共通仕様書 19-4-5 に規定する交通保安要員の支払は、次の示すとおり変更とする。

交通保安要員の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 人・日当た

りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う交通保安要員の労力（交替制による勤務形態に必要となる全ての労力を含む）等本工事を完成するために必要な費用で一般管理費等に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

2 7-1 1 仮設防護工

(1) 定義

仮設防護工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、仮設防護柵を設置するものをいう。

(2) 種別

仮設防護工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	備 考
仮設防護柵 A（設置）（Y）	下トマム鵠川橋の下部工施工に先立ち、本線路肩部に仮設防護柵を設置するもの。（購入品）	別途工事引渡し
仮設防護柵 B（設置）	下トマム橋の下部工施工に先立ち、道道夕張新得線又は道道石勝高原幾寅線の路肩部に仮設防護柵を設置するもの。（リース品）	
仮設防護柵 B（供用）	仮設防護柵の設置開始から最終撤去まで供用するもの。 （リース期間） 90 日～180 日（P 1・A 2） 180 日～360 日（A 1）	
仮設防護柵 B（撤去）	下トマム橋の下部工施工後道道夕張新得線又は道道石勝高原幾寅線の路肩部に設置した仮設防護柵を撤去するもの。（リース品）	

(3) 施工

仮設防護工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従い施工するものとする。また、設置の際は、一般通行車両等の安全に十分に配慮し細心の注意を払って施工しなければならない。

なお、設置後、監督員が仮設防護工の移動、・運搬を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(4) 数量の検測

仮設防護工の数量の検測は、設計数量（m又はm・月）で行うものとする。

(5) 支払

仮設防護工の支払いは、前項の規定に 1 m又はm・月当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護工の材料の調達、運搬・設置等で仮設防護工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(2)	仮設防護工	
	仮設防護柵 A（設置）（Y）	m
	仮設防護柵 B（設置）	m
	仮設防護柵 B（供用）	m・月

2 7-1 2 仮設目隠し板工

(1) 定義

仮設目隠し板工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、仮設材により目隠し板を設置するものをいう。

(2) 種別

仮設目隠し板工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	備 考
仮設目隠し板 A（Y）	ガードレール支柱に、単管及びクランプ等による目隠し板（メッシュシート）を設置するもの。（購入品）	別途工事引渡し

(3) 施工

仮設目隠し板工の施工は、事前に設置方法等を記載した施工計画書を監督員に提出するものとする。また、使用材料が設置する防護柵等から車線側にはみ出すことがないように十分に留意しなければならない。

(4) 数量の検測

仮設目隠し板工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

(5) 支払

仮設目隠し板工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う目隠し板の調達、単管及びクランプによる組立、目隠し板の設置等仮設目隠し板工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (3)	仮設目隠し板工	
	仮設目隠し板 A（Y）	m

2 7-1 3 緩衝防護工

(1) 定義

緩衝防護工とは、衝突や接触の際の衝撃を緩和・吸収する衝撃緩衝装置を設置するものをいう。

(2) 種別

緩衝防護工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	備 考
クッションドラム A（Y）	仮設防護柵部にクッションドラムを設置するもの。（購入品）	別途工事引渡し

(3) 材料

クッションドラムの材料規格等は次のとおりとする。

単価表の項目	材料規格等
クッションドラムA (Y)	寸法：丸型Φ580mm×H820mm×t3mm ドラム容量（水量）： 200ℓ (@20×6個＝120ℓ) 材質：ポリエチレン 色：黄（赤白ゼブラ高輝度反射シート付）

(4) 施工

関係機関との協議により監督員が設置個数並びに設置回数の変更を指示した場合は、その指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

(5) 数量の検測

緩衝防護工の数量の検測は、設計数量（基）で行うものとする。

(6) 支払

緩衝防護工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う緩衝防護工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(4)	緩衝防護工	
	クッションドラムA (Y)	基

27-14 立木伐採工

(1) 定義

立木伐採工とは、設計図書及び監督員の指示に従い行う、指定された区域の立木等を伐採し、枝・葉等の刈り払い、幹の玉切り、集積、積込、再資源化処理施設への運搬及び処分をいう。

(2) 種別

立木伐採工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	備考
立木伐採工 A 1	工事区域内の樹木を伐採、集積、運搬可能な長さに切断の上積込するもの	幹回り 20cm 以上 30cm 未満
立木伐採工 A 2	工事区域内の樹木を伐採、集積、運搬可能な長さに切断の上積込するもの	幹回り 30cm 以上 60cm 未満
立木伐採工 A 3	工事区域内の樹木を伐採、集積、運搬可能な長さに切断の上積込するもの	幹回り 60cm 以上 90cm 未満
立木伐採工 A 4	工事区域内の樹木を伐採、集積、運搬可能な長さに切断の上積込するもの	幹回り 90cm 以上 120cm 未満
立木伐採工 A 5	工事区域内の樹木を伐採、集積、運搬可能な長さに切断の上積込するもの	幹回り 120cm 以上

単価表の項目	区 分 内 容	備考
立木伐採工 雑木伐採A	工事区域内の樹木を伐採、集積、運搬可能な長さに切断の上積込するもの	幹回り 20cm 未満

(3) 施工

伐採に際しては、チェーンソー等の機械器具で伐採、枝・葉の刈り払い及び幹の玉切りを行い、伐採した立木（雑木）、刈り払いした枝・葉、玉切りを行った幹はそれぞれに区分し本工事用地内に集積するものとする。伐採に際してはチェーンソー等の伐採機械を用いることから、関係法令及び規則等に従い伐採作業における災害の防止に努めなければならない。伐採に際し、指定区域境界付近の伐採を行う場合は、隣接する樹木等を損傷しないように施工しなければならない。

なお、根株については土砂（表土）掘削時に除根し、そのまま表土の一部として利用するため、立木伐採工において集積、積込、運搬及び処分は行わないものとする。

(4) 再資源化处理

伐採した樹木については、伐採箇所にて集積するものとし、再資源化处理施設までの運搬、処分に要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(5) 数量の検測

立木伐採工の数量の検測は、それぞれ設計数量（本）又は(m2)で行うものとする。

(6) 支払

立木伐採工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本又は1㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、立木（雑木）の伐採、枝・葉の刈り払い、幹の玉切り、集積等立木伐採工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(5)	立木伐採工	
	A 1	本
	A 2	本
	A 3	本
	A 4	本
	A 5	本
	雑木伐採A	m2

2 7-1 5 除雪工

(1) 定義

除雪工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、冬季の現場の作業及び進入路確保のために必要な工事用施工ヤード及び道路の除雪にかかる作業機械の拘束及び除雪作業を行うものをいう。

(2) 種別

除雪工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	摘要
機械拘束 A	橋梁下部工に関連する工種の施工に伴い設計図書で指定する工事用施工ヤード及び道路の除雪作業を行うために必要な作業機械について拘束することをいう。 【機械拘束の構成】 ・ホイール式トラクタショベル(バケット容量1.0m ³ 型マルチプラウ) 1 台	
除雪作業 A	橋梁下部工に関連する工種の施工に伴い設計図書で指定する工事用施工ヤード及び道路の除雪作業を機械拘束 A で拘束した機械で行うことをいう。 【作業にかかる人員】 ・運転手(特殊) 1 名	油脂及び燃料その他消耗品含む

(3) 施工

- 1) 機械拘束 A の拘束期間は、冬季休止期間の毎年 1 2 月から現場の作業完了までを想定しているが、降雪状況により、監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- 2) 受注者は日々の除雪に要した人員及び機械の稼働時間について、監督員に報告を行うものとする。
- 3) 降雪量が多い等の理由から、除雪作業で工事用道路の通行の確保が困難で運搬排雪が必要な場合には、監督員に報告し、その指示に従うものとする。これに要する費用は監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- 4) 3) と同様に、前項(2)種別での、人員及び機械の構成で除雪作業の実施が困難で、編成の見直しが必要な場合には、監督員に報告し、その指示に従うものとする。これに要する費用は監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(4) 数量の検測

除雪工の数量の検測は、拘束日数(台・月)又は作業時間(h)で行うものとする。

(5) 支払

- 1) 機械拘束 A の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 台・月当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、機械拘束にかかる供用日当りの機械損料等機械拘束 A に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- 2) 除雪作業 A の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 h 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、除雪作業にかかる作業機械の運転時間当り損料及び燃料費、作業機械の運転にかかる労力等除雪作業 A に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特- (6)	除雪工	
	機械拘束 A	台・月
	除雪作業 A	h

2 7-1 6 率計上工事に関する事項

2 7-1 6-1 率計上工事

(1) 目的及び契約方法

率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。特記仕様書 2 7-1 6-1 (2) に示す率計上の考え方にに基づき算出するものとする。

(2) 当初契約金額

当初契約は、率計上に用いる単価表の項目は諸経費①による項目のうち、単価表の番号（1 ～ 6 5）の金額合計に対して 1 0 % を一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字 5 ケタとし、有効数字 6 ケタ目を切り捨てとする。また、1 0 百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。提出した単価表が特記仕様書に示す率計上工事の見積り方法に基づき算出されていない場合、単価協議により単価表を修正するものとする。

なお、契約締結後、率計上部分の対象項目については現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第 1 9 条に基づき変更を行うものとする。

また、率計上項目及び概算数量については、設計図書における率計上工事に関する契約参考図書に示し、参考として取り扱うものとする。

(3) 種別

率計上工事の種別は、契約参考図書及び数量明細表（率計上項目分）によるものとする。

(4) 契約変更について

「特 - (7) 率計上工事に関する事項」の単価表の項目の新単価算出にあつては、単価表の項目を上限とせずに契約変更を行うものとする。

(5) 率計上工事対象項目

率計上工事とは、契約参考図書及び数量明細表（率計上項目分）に基づき本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべてについて率計上の対象としている。

単価表の項目		検測の単位
特- (7)	率計上工事に関する事項	式

2 8. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛項目対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第 1 章総則「表 1 - 3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」によるほか、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
【共通仮設費】	
工事用機械運搬費 (仮設構造物工) A	仮設構造物工（鋼矢板等土留工）で使用する建設機械（硬質地盤クリア圧入機）の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
工事用機械分解組立費 (土工) A	土工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料に要する費用をいう。
工事用機械分解組立費 (仮設構造物工) A	仮設構造物工(鋼矢板等土留工)で使用する重建設機械(クローラークレーン 50～55 t 級)の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
工事用機械分解組立費 (仮設構造物工) B	仮設構造物工(鋼矢板等土留工)で使用する重建設機械(クローラークレーン 200 t 級)の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
工事用機械分解組立費 (仮設構造物工) C	構造物掘削で使用する重建設機械(ドラグライン・クラムシェル 0.6m ³ 機械式)の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
工事用機械分解組立費 (仮設構造物工) D	構造物掘削で使用する重建設機械(クラムシェル 0.6m ³ 機械式)の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
工事用機械分解組立費 (基礎工) A	場所打ち杭工で使用する重建設機械(オールケーシング掘削機 φ1,500)の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
工事用機械分解組立費 (基礎工) B	場所打ち杭工で使用する重建設機械(油圧クラムシェル テレスコピック 0.4m ³)の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
工事用機械分解組立費 (基礎工) C	場所打ち杭工で使用する重建設機械(クローラークレーン 60～65 t 級)の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
仮設材等運搬費 (鋼矢板・H形鋼等土留工) A 1	構造物掘削特殊部 A 1 で使用する仮設材(H形鋼、鋼矢板等)の運搬に要する費用をいう。
仮設材等運搬費 (鋼矢板・H形鋼等土留工) A 2	構造物掘削特殊部 A 2 で使用する仮設材(H形鋼、鋼矢板等)の運搬に要する費用をいう。
仮設材等運搬費 (鋼矢板・H形鋼等土留工) A 3	構造物掘削特殊部 A 3 で使用する仮設材(H形鋼、鋼矢板等)の運搬に要する費用をいう。
仮設材等運搬費 (鋼矢板・H形鋼等土留工) B 1	構造物掘削特殊部 B 1 で使用する仮設材(H形鋼、鋼矢板等)の運搬に要する費用をいう。
仮設材等運搬費 (鋼矢板・H形鋼等土留工) C 1	構造物掘削特殊部 C 1 で使用する仮設材(H形鋼、鋼矢板等)の運搬に要する費用をいう。
仮設材等運搬費 (鋼矢板・H形鋼等土留工) D 1	構造物掘削特殊部 D 1 で使用する仮設材(H形鋼、鋼矢板等)の運搬に要する費用をいう。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
仮設材等運搬費 (鋼矢板・H形鋼等土留工) D 2	構造物掘削特殊部D 2で使用する仮設材(H形鋼、鋼矢板等)の運搬に要する費用をいう。
仮設材等運搬費 (鋼矢板・H形鋼等土留工) D 3	構造物掘削特殊部D 3で使用する仮設材(H形鋼、鋼矢板等)の運搬に要する費用をいう。
仮設材等運搬費 (鋼矢板・H形鋼等土留工) D 4	構造物掘削特殊部D 4で使用する仮設材(H形鋼、鋼矢板等)の運搬に要する費用をいう。
地質調査等費 (平板載荷試験)	平板載荷試験に要する費用をいう。
アンカー工の 多サイクル確認試験費	のり面アンカーの多サイクル確認試験に要する費用をいう。
火薬庫費	火薬庫の営繕(設置・撤去、維持・補修)に要する費用をいう。
非破壊検査試験費	コンクリート構造物の非破壊検査による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。
配合試験費	地盤改良工の室内配合試験に要する費用をいう。
【準備工事費】	
工事用道路維持補修費	工事用道路(本線内工事用道路を除く)の維持(散水)に要する費用をいう。
工事車両泥落し費	工事車両泥落しに要する費用をいう。
作業ヤード整備費	橋梁下部工等の施工に必要な作業ヤードを整備し、施工完了後に再び原型に復旧するのに要する費用をいう。
工事用進入路設置撤去費	橋梁下部工の施工箇所への進入路を設け、施工完了後に再び原型に復旧するのに要する費用をいう。
仮締切工費	橋梁下部工の施工に必要な仮締切に要する費用をいう。
【仮設備工事費】	
足場工費	橋梁下部工等の施工に必要な足場工に要する費用をいう。
支保工費	コンクリート構造物施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるため、仮設の支保構造物に要する費用をいう。
【雑工事費】	
のり面仕上げ費	共通仕様書2-6-5(8)及び2-7-5(6)に規定する作業に要する費用をいう。
水路の迂回費	工事の施工に伴って、支障となる水路等を迂回する仮設物に要する費用をいう。
火薬取扱い費	火薬の取扱いに要する費用をいう。
構造物水抜穴費	コンクリート構造物に設置する水抜穴に要する費用をいう。
目地材費	コンクリート構造物の継目に設置する目地材に要する費用をいう。
くい頭処理費	場所打ちぐいのくい頭はつりに要する費用をいう。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
支承アンカーボルト箱抜費	橋梁下部工工事において、上部工施工時の支承、アンカーバーを設置するための、箱抜に要する費用をいう。
場所打ちぐい（人力掘削）根固めコンクリート費	ライナープレートの自重による沈下防止及び雨水の進入防止のために行う根固めコンクリートに要する費用をいう。
作業環境養生費	冬期間施工するコンクリート構造物施工時に必要な保温養生整備等に要する費用をいう。

29. 熱中症予防に係る対策費用について

29-1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

29-2 対象品目及び対象期間

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、表－1に示す対象品目一覧表の内から必要に応じ実施するものとする。実施した場合は熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出し、費用については監督員と別途協議するものとする。なお、各品目における光熱水費や燃料費は除く。

対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット	リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。
	大型扇風機	
	送風機	
機械・施設類 (原則、リース品)	製氷機	
	給水器	
	冷蔵庫	
	日除けテント	
	ミストファン	
	スポットクーラー	
	現場休憩所のエアコン	
	休息車の配置	リース品のみを対象とする。 連絡車との併用は不可。
	上記の他、受注者及び監督員間で協議し定めたもの	

2 9-3 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書（様式－16）、実施状況が確認できる資料、及び支払実績が確認できる資料を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

3 0. クマ対策に係る費用

3 0-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

3 0-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罾

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

3 0-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

1. クマ対策毎の実施数量及び実施期間
2. 実施状況が確認できる資料
3. 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

3 1. 補足事項

3 1-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す作業については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更又は追加する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

- (1) 快適トイレを導入可能な場合は、仕様、費用について監督員と協議すること
- (2) 部分使用の範囲及び時期の変更
- (3) 橋梁下部工近接箇所における高速道路上の安全対策の追加
- (4) 材料試験結果に伴う構造物裏込め工の裏込め材料の変更
- (5) 道路管理者との協議による道路附属物工等の追加
- (6) トマム跨線橋 P 3 橋脚付近における引込電柱の移設の追加
- (7) トマム跨線橋における J R 石勝線近接施工に伴う安全対策の追加
- (8) 売却処分（スクラップ）に関する費用の追加
- (9) 滝の沢川橋の P 3 橋脚施工箇所の排水処理の追加
- (10) 借地協議等に伴う立木伐採工の追加及び範囲の変更
- (11) 橋梁下部工部の流末排水の追加
- (12) 交通管理者協議に伴う交通規制等の変更及び安全対策工等の追加
- (13) 橋梁下部工の鉄筋の上部工施工までの養生等の追加
- (14) 河川協議に伴う護岸工または護床工等の追加
- (15) 立木伐採箇所等の伐根及び処分の追加
- (16) 各管理者との協議に伴う支障物等の移設工等の追加

3 1-2 工事記録情報の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書 1-5 1-2 「工事記録情報」の規定に従って、「工事記録収集システム」ヘデータ入力完了後、「工事記録情報完了届」をしゅん功届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、「工事記録情報チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。また、照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。

工事記録収集システムに関する問い合わせ先は、別途監督員より通知する。

3 1-3 車両制限令を超える車両の運行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書 1-6 2 における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

3 1-4 緊急時の協力業務

北海道支社が管理する高速道路の沿線で気象庁発表震度 5 強以上の地震が発生した場合は、管理事務所が実施する供用中道路の緊急復旧作業に対して応援可能な資機材及び人員を速やかにとりまとめ監督員へ報告するものとする。また、長期休暇前においても休暇期間中の発災時における応援可能な資機材と人員を監督員へ報告すること。

なお、監督員が資機材及び人員の応援について指示し、手配した場合は本工事とは別に別途契約締結を行うものとする。

3 1-5 間接工事費の変更

3 1-5-1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・ 営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係わるものに限る）

- ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

なお、上記に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と判断した場合、その費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする

3 1-5-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

3 1-5-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-9）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書（様式-9）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

3 1-5-4 間接工事費の増加費用の協議

- (1) 受注者は、最終契約変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式-10）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- (2) 発注者は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式-11）を監督員に提出し協議するものとする。
- (4) 間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により、受注者は同意書（様式-12）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

3 1-5-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については設計変更の対象としない。

3 1-5-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- (1) 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式-9）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- (2) 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式-9）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- (3) 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- (4) なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

3 1-5-7 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

3 1-5-8 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

3 1-6 材料調達に伴う変更

3 1-6-1 対象となる項目

本工事の「骨材」、「仮設材（鋼材）」については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式-1 3）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式-1 4）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者とで協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規格	調達地域等
骨材	C-80	占冠地区
仮設材（鋼材矢板）	VL型	千葉市
仮設材（鋼製山留材）	H-500	水戸市
ライナープレート	P-10	札幌市

3 1-7 設計変更ガイドライン

工事の変更等においては、東日本高速道路㈱が制定・公表している「土木工事請負契約にお

ける設計変更ガイドライン」(当社ホームページに掲載

<https://www.e-nexco.co.jp/news/bids/2019/0701/00003390.html>) を参照のこと。

3 1-8 保険の付保

保険の付保については、「共通仕様書 1-5 5-1 保険の付保」によらず、次のとおりとする。

契約書第 5 7 条に規定する火災保険、建設工事保険、その他の保険(賠償責任保険は除く)の付保は任意とし、賠償責任保険(支払限度額 1 億円以上)は付保しなければならない。

3 1-9 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領(令和 5 年 1 0 月 東日本高速道路株式会社)に基づき、共通仕様書 1-2 「用語の定義」に定める「確認」及び 1-3 0 「検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、工事着手前に監督員と協議し定めるものとする。

文書番号
年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（事務所長） 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

（本契約等）第○条第○項の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けて
いただきたく、申請いたします。

記

1. 不動産の種類（土地、建物、倉庫、車庫、駐車場所 等）
2. 不動産の所在地
3. 不動産の使用目的
4. 必要面積
5. 貸付希望期間
6. その他
7. 添付書類

○本契約等の契約書等写し

以 上

監督員

殿

受注者
現場代理人取得報告書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり現場閉所の実績を報告いたします。

記

項目	内 容	日数	備考
対象期間	令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日 着工日 ～ 工事完成日		
	対象期間のうち、1週間として7日間を確保できた週数	週間	
現場閉所日	現場閉所を2日／7日以上確保できた週数	週間	
現場閉所率	対象期間の全ての週において、現場閉所が2日／7日以上確保できているか？	達成・ 未達成	

※監督員が閉所日を確認できる資料を求めた際には、受注者はこれに応じるものとする。

※1週間の定義は「工期開始日の曜日始まり」を基本とする。

※工期のうち、1週間が7日間に満たない場合は除くものとする。

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社（事務所）
支社長（所長） 殿

住所
会社名
代表者名

工事費構成内訳書及び工程表の提出について

（工事名）

標記工事について、工事費構成内訳書及び工程表を作成いたしましたので、提出します。

様式－ 3 （別添）

工事費構成内訳書

(工事名)

工種・種別・細別	単位	数量	金額	摘要
直接工事費	式	1	0	
うち材料費	式	1	0	
うち労務費	式	1	0	
共通仮設費（積上計上及び率計上の計）	式	1	0	
現場管理費	式	1	0	
うち法定福利費の事業主負担額	式	1	0	
うち建退共制度の掛金	式	1	0	
一般管理費等	式	1	0	
工事原価のうち安全衛生経費	式	1	0	

※土木工事の場合は、「単価表の合計金額」から、共通仮設費（積上計上）を除いた金額とすること。

工 程 表

工事名)

（最上に計画出来高％）

先月まで

（最下に実施出来高％）

今月分

契約番号

工事区間

自)

工 期

自)

令和

年

月

日

受注者

至)

至)

令和

年

月

日

(

日間)

項目	数量	単位	令和○年度												令和△年度												摘要
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
																										100%	
																										90%	
																										80%	
																										70%	
																										60%	
																										50%	
																										40%	
																										30%	
																										20%	
																										10%	
																										0%	
全 体																											

延べ労働時間(月毎) 単位:h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

冬季休止期間 ○月○日から○月○日

令和 年 月分工事工程報告

(工事名)

受 注 者
現 場 代 理 人
契 約 金 額

工期 自) 令和 年 月 日 (日間
至) 令和 年 月 日

項 目	設計数量	契約金額 (円)	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前月迄 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
全 体							

第
令和 年 月 号
日

残 存 物 件 調 書

1. 工 事 名

2. 工事等場所

3. 発生年月日

4. 発生原因

5. 品名及び数量

品 名	材質（規格等）	概算数量 (数・本・kg・m)	摘 要
合 計			

以上のとおり報告します。

監督員

殿

受注者

現場代理人

1. 発生年月日を記入する。
2. 原因別に一葉ずつ作成する。
3. 写真を添付する。

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受 注 者 名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいのので、下記のとおり供給可能量の
情報提供をお願いいたします。

記

1. 工 事 名 : 〇〇自動車道 △△工事
工期：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)
2. 発 注 者 : 東日本高速道路(株) 北海道支社 〇〇事務所
3. 受 注 者 : □□建設(株)
4. 再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量 (m ³)	使用予定月

5. 情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一か月前までに供給可能量を F A X で情報提供
をお願いします。
6. 情報提供先及び連絡先
会社名 :
T E L :
F A X :
現場代理人 :
担当者 :

以 上

再 生 資 材 使 用 計 画 書

施工工程	利用使途	使用予定数量 (m ³)	再資源化施設供給可能量 (m ³)			使用計画数量 (m ³)		備考
			A社	B社	C社	再生材	新材	
年 月	STA. 000+00 構造物基礎材	80	— —	100 (80)	30 (0)	80		
年 月	STA. 000+00 裏込め材	20	— —	20 (20)	30 (0)	20		
年 月	STA. 000+00 基礎材	100	30 (30)	40 (×)	30 (30)	60	40	B社は他工事に供給予定のため本工事への供給不可

上段 供給可能数量（「—」は供給可能量がない場合）

下段 （ ）書きは使用計画数量（×については供給されない理由を備考欄に記入）

監督員

殿

令和 年 月 日

受注者
現場代理人

間接工事費計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「請負代金額変更の特例」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】				
費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げによる地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
	現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助、交通費の支給	
小計				
合計				

以 上

監督員

殿

令和 年 月 日

受注者
現場代理人

間接工事費の増加費用に関する協議書

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書「請負代金額変更の特例」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期	自)	令和	年	月	日
	至)	令和	年	月	日
2) 変更工期	自)	令和	年	月	日
	至)	令和	年	月	日

4. 協議額 ¥ 円
(間接工事費の増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

変更間接工事費計画書

（工事名）

（円）

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げにようする地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員 殿

受注者
現場代理人

間接工事費の増加費用見積書

(工事名) _____

令和 年 月 日付け 号をもってご通知のあった標記については、
下記のとおり見積りいたします。

記

間接工事費の増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

間接工事費の増加費用同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費の増加費用
については同意致します。

以 上

令和 年 月 日
監督員 殿
受注者
現場代理人

材料調達変更計画書の提出について

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書「請負代金額変更の特例」に基づき、提出いたします。

記

(添付)

- ・材料調達変更計画書

以 上

様式－ 1 3 （別添）

材料調達変更計画書

（工事名）

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設鋼材					

※ 実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員 _____ 殿

受注者
現場代理人

材料調達実績報告書の提出について

(工事名) _____

標記工事において、以下のとおり材料調達の実績について報告いたします。

記

対象材料

対象単価項目	調達 予定数量	購入伝票等No.	調達 年月日	調達数量	調達単価	資材調達 金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
						(5) * (6)	

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

カーボンニュートラル施工計画書

工事名	
受注者名	
提案項目	
1. 提案内容	
2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)	

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。
※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。
（注）Kcube2による提出とする。

監督員 殿

年 月 日

受注者
現場代理人

熱中症対策実施報告書の提出について

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書「熱中症予防に係る対策費用」に基づき下記のとおり提出します。

記

【熱中症対策実施報告書】

項目	実施品目名称	単価	実施数量	実施期間	備考
機械・施設類 (リース品)					

(注)実施状況が確認できる資料及び支払実績が確認できる資料を添付すること

以 上

〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路㈱〇〇支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設㈱（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第 1 条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第 2 条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、主任（監理）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者
ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第 3 条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路㈱〇〇事務所に置き、〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第 4 条第 1 項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

(三者協議会の確認事項等)

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

- 1) ○○○橋の下部工設計及びP○橋脚の掘削斜面安定対策
- 2) ○○トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計
- 3) ……
- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。

- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
- 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
- 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。

- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。

なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。

- 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
- 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。

2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書(以下「工事請負契約書」という。)または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書(以下「調査等請負契約書」という。)の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者	東日本高速道路株式会社 北海道支社 〇〇事務所長 〇〇 〇〇
施工者	△△建設株式会社 代表者名
設計者	□□コンサルタント株式会社 代表者名